

◎議 事 日 程 (第 4 号)

平成18年 6 月14日 (水曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (30名)

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員 (なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

八 開
総合支所長 飯 田 十志博 君
社会福祉課長 杉 勝 巳 君

佐 織
総合支所長 山 崎 敏 次 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊 藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

初めに、通告順位10番の21番・永井千年議員の質問を許します。

○21番（永井千年君）

皆さん、おはようございます。

本日の最初の質問を、私、日本共産党の永井千年が行います。

私は、教育問題、そして巡回バスの問題、それからBDF燃料について、この3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、「教育基本法改悪をやめさせ、子供たちの健やかな成長を」の問題について質問をいたします。

まず最初に、教育基本法そのものについてお尋ねをしたいと思います。

教育の憲法と言われる教育基本法が、制定以来初めて全面的に改定されようとしています。政府・与党は、今国会では継続審議にして、閉会中に公聴会を開き、秋の臨時国会で一気に成立させようとしています。今度の改定案は一部改正ではなくて、政府が趣旨説明の中で述べているように、教育基本法の全部を改正する、つまり現行の教育基本法を廃止して、文字どおり新法に置きかえる改定案となっています。政府は、現在の教育と子供をめぐる困難をあげつらい、現行法はもはや時代に適合し切れなくなったと原因を現行法のせいにはしていますが、日本共産党の国会質問でも、現行法のどこに問題があるのか、どこが時代の要請にこたえられなくなっているのかと質問しても、具体的に述べません。

現行の教育基本法第1条では、教育の目的の中で、教育は人格の完成を目指し、平和的国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。この条文は改めて読んでみましても、とても59年前につくられたものとは思えないみずみずしさであります。

教育と子供をめぐる困難は、この目的達成への努力が十分でなかったために起きていることではないでしょうか。それを現行法のせいにするのは、ぬれぎぬではないかと思えます。改定案は、教育の目標として国を愛する態度など、20に及ぶ徳目を列挙し、その目標の達成を国民に義務づけさせようとしています。法律に目標が書き込まれ、達成が義務づけられれば、子供たちに事実上強制し、内心の自由を侵害することになります。また、現行法の国民全体に対し直接的に責任を負って行うとしている教育行政の項を削除して、この法律及び他の法律の定め

るところにより行うとして、教育内容への歯どめなき国家介入ができるものとなり、教育の自由が根底から覆されようとしています。教育基本法は、準憲法的な教育の根本法でありますから、国民的な議論を保障して、国民各層からの意見を十二分に反映させていく必要があると思います。教育長に、まずこの現在の教育基本法と改定案についての見解をお述べいただきたいと思います。

続いて、具体的な問題について、3点お尋ねをいたします。

まず、国会で問題となりました「愛国心通知表」についてです。

愛西市の通知表の場合、各教科の学習の記録の欄に、小学校5年生の社会には、我が国の産業と環境保全に関心を持ち、意欲的に調べることを通じて国土に対し愛情を持つ、小学校6年生の社会に、我が国の歴史・政治・国際社会に関心を持ち、意欲的に調べることを通じて、国を愛する心情を持つことが各学期の学習の状況の評価の対象とされ、◎・○・△の3段階の評価を行って、3・2・1の学年評定を行っています。

国会でも、小泉首相は、こういうことで小学生を評価することは難しい、あえてこういう項目は持たなくていい。小坂文科省も、内心についての強さを評価でA・B・Cをつけるなど、とんでもないことだと答弁をしています。教育のあり方の意見の違いはあると思いますが、愛の強さを評価するなんてとんでもないという点では一致するのではないのでしょうか。内心に踏み込む、この愛国心評価は直ちにやめる必要があります。削除を強く求めたいと思います。

既に私は5日に一般質問の通告を行いました。今月の8日の公聴会で本年度から削除する方針を決めたと報道がされていますが、どのような見直しが行われるのか、御説明いただきたいと思います。

三つ目に、教育基本法改定とあわせまして、文科省が教育振興基本計画の参考例の中の筆頭に上げています全国一斉学力テストが、来年度から全国すべての小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されようとしています。すべての学校と子供に全国順位をつけることになるわけであり、かつて私の中学校1年生の1961年から1964年まで4年間実施されました。当時はテストの順位を廊下に張り出すことが当たり前のようにやられていましたけれども、結局、全国一斉学力テストは競争教育をひどくする、学校の序列化が進むとして中止されたという経過があります。これが、また今復活をしようとしているわけであり、既に学力テストを実施しています東京都では、一層深刻な形で害悪が吹き出しています。少なくない市や区で学校ごとの成績を順位をつけて公表したために、先生と子供たちに大変激しい圧力となっていると言われていています。東京都では学力テストと学区選択制をセットで導入したために、ついに新入生ゼロの学校が生まれるという大変なことになっています。

愛知県内の犬山市では、既に2月にこのテストに不参加の意思を表明されています。文科省も、参加・不参加の最終的な意思決定は市町村が行うとしています。過度に競争をあおることになる、このような学力テストは不参加とすべきではないか、見解を求めます。

最後に、少人数学級についてです。

この4月1日から市町村立学校職員給与負担法の一部改正が施行されまして、市町村負担で独自に常勤の教職員を任用できるようになりました。今まで構造改革特区で行われている措置を全国に広げようとするものと説明をされています。現在、特区では、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員、事務職員など、ほとんどすべての常勤教職員を任用することができることになっていますので、校長以外のすべての教職員が対象となるわけであります。今度の法改正をどのように受けとめているのか、お述べいただきたいと思います。

6月1日の教育基本法特別委員会でも小泉首相は、今、子供が少なくなって、いずれ30人学級になってくる。生徒にとっても、先生にとっても、少人数の方が教えやすい。これは進めていきたいと答弁をしています。

昨年の4月に文科省が行ったアンケートでも、習熟度別指導などの学級定員を減らさない少人数指導と比較をして、学級編成人数を引き下げた方が効果的と答えた学校が小学校で81.8%、中学校で86%だったのに対して、少人数指導の方が効果的と答えたのは小学校で30.6%、中学校で42.2%と少数でありました。今度の法改正のこの機をとらえて、少人数学級を広げていくべきではないかと思います。

愛西市の場合、30人学級にするためには49クラス、35人学級にするには21クラス、また小学校1年生から3年生の低学年だけだと6クラス増になります。段階的に少人数学級に踏み出す考えはないか、一步踏み込んだ答弁を求めたいと思います。

大きく二つ目の問題です。「立田、八開地区での巡回バスの運行の日程表を明らかにせよ」について質問をいたします。

今度の総合計画策定に向けてのマトリックスの検討案の25課題の中にも、「お年寄りが車に乗れなくなっても、行きたいところへ行ける移動手段がある。各地域をつなぐ巡回バスが整備をされて、公共交通機関での不便さが解消されている」が入っているように、巡回バスに対する市民の願いは大変強いものがあることが改めて明らかになっています。

3月議会での私の一般質問に対する答弁は、「巡回バスに固執することなく、住民の交通手段の確保を模索している。地域交通という考え方ではなくて、核となるところの巡回バス各交通機関へのアクセスを考えている」などでありました。この答弁では、一体どういう方向で検討しているのか、基本的な検討方向が大変わかりにくいと思います。

一方、立田・八開地区の市民から、巡回バスの運行はいつ始まるのかと聞かれる回数が日増しにふえています。こういうことを質問される方の言葉の前には、合併したら立田、八開地区でも巡回バスを運行すると言われていたのに、いつ始まるのかということだと思います。市民との間には温度差があります。市民に対して、巡回バス運行の基本構想と運行への日程表をわかりやすく示すべきであります。

6月1日に、いなべ市のコミュニティーバスが、旧員弁町で2台の実証運行が始まりました。早速行ってまいりました。いなべ市の場合、交通不便地域と交通弱者へのミニマム保障、鉄道へのフィーダー交通、新市としての一体感を醸成するためのバス網の構築などとした新バス基

本構想に基づいて、アンケートで要望が一番強かった旧員弁町から始めて、4年計画で全市へ実証運行を広めていく予定だそうであります。この各地域ごとの試行運行を先行させ、その後、全市的な本格運行へ移行していく点など、大変参考になると思いました。

愛西市でも、まず交通空白地域であります立田、八開地区の運行を先行すべきではないでしょうか。その際、佐屋、佐織の現コースに乗りかえる方法でうまくいかなければ、直接的な駅とのアクセスを考えていくべきです。そして、続いて佐織地区の福祉バスを巡回バスに衣がえする。最後に全地域を巡回するコースも含めた全市のコースの調整を図って、巡回バス網を完成させる。こういうやり方で進んでいくことを提案したいと思います。

また津島市も、公募で選ばれました市民も参加した巡回バス検討委員会でかんかんがくがくの議論が行われた後、巡回バスを存続する方向で一致し、6月12日、市に対して中間報告がされています。今後、市民にとって利用しやすい運行形態が検討をされて、10月に最終報告をされるようです。津島市内にある駅とのアクセスなどもあって、全地域を巡回するコース、全市の巡回網を考えていく場合に、この地域交通の視点で津島市とも協議を図っていく必要があると思います。

以上3点について、巡回バス検討委員会の検討状況と私の提案に対する見解をお述べいただきたいと思います。

大きく3点目であります。「給食施設の廃食油からバイオディーゼル燃料を精製して、公用車で使用を」という問題です。

菜の花からとる菜種油や使用済みのてんぷら油を燃料化したバイオディーゼル燃料、いわゆるBDFであります。このBDFづくりを中心とする「菜の花エコプロジェクト」の運動が、二酸化炭素の増加を抑えて有害物質を削減する対策として、各地に広がっています。この運動は、琵琶湖の環境保護運動を契機に生まれました。旧愛東町、現在は東近江市であります。96年に初めて廃食油の燃料化プラントが導入をされて、98年から菜種づくりが始まって、現在16ヘクタールで栽培をされて、農家と小学生と一緒に種まき・収穫を行って、菜種油を給食に使用しています。愛知県内でも、田原市、一色町、東栄町などでプラントが導入をされています。コスト削減効果もあるようであります。ランニングコストは、あるメーカーの場合、リッター約19円で、軽油引取税も免税でありますので、リッター当たり50円の節約になると説明をしています。田原市の場合、1日40リットル精製能力のある400万程度のプラントを導入して、公用車2台とスクールバス1台が稼働をしています。これからプラントを増強して、市民的利用へ進む方向で検討をしていると言われております。そして、菜の花も1アール当たり1万8,000円の補助金を出して、現在10アール栽培を行っています。

愛西市の給食施設からは、学校給食からだけで一月に約1トン近くの廃食油が出ていますので、廃食油の燃料化装置を導入すれば約90%がBDFとなりますので、900キロ近くのBDFになります。給食センターの配送車4台の軽油使用量は、17年度実績で月256キロだそうありますので、給食センターの配送車に換算しますと、約15台の公用車の運行が可能となります。市保有の車両は全部で208台、うちディーゼル車は33台、うち消防車両が16台でありますから、

消防車両を除くディーゼル車は17台ということですから、ほぼ賄える数字になると思います。また、33台の現在の軽油の使用量を御報告いただきたいと思います。

そして、次のステップとして市民と協働した廃食油の回収システムをつくって、プラントを大きくして、BDFを公用車全体と市民に広げていく。同時に、補助金を出して菜の花栽培を広げて、菜種油の収穫を行っていくなどが考えられます。

新市の建設計画でも、環境に優しい新エネルギーの導入を活用、リサイクルの徹底事業を進めるとしています。BDFの導入を検討する考えはないか、お答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### ○教育長（青木萬生君）

ただいまの永井議員からの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初の御質問でございます、現在の教育基本法と改定案についての見解を述べさせていただきます。

議員がおっしゃられたように、教育基本法は憲法を受けて定められており、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義がそっくり教育基本法の原理となっております。さらに、教育基本法では、理想とする市民像・国民像が書かれております。この基本法は、議員がおっしゃいましたように、昭和22年に施行されました。昭和22年といいますと、終戦が昭和20年、私ごとで恐縮ですが、私が小学校3年生、着るものも食べるものも、それから教材も全く不十分な時代、その2年後にこの基本法が施行された。これにつきましては、先人たちの日本の教育に対する熱き思い、そんなことでいつ読み返しても、その理念の高さには胸が熱くなる思いがいたします。

しかしながら、現実の問題としましては、教育基本法が期待したとおり教育が現在まで進んでいるかという点、いろんな問題点も出ております。教育基本法の制定から半世紀以上がたちました。その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子・高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。近年、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しております。社会の大きな変化の中でよりよき教育のあり方を求め、改正すべきところは改正すべきだという考えでございます。

そういった意味で、4月の末に政府から出された教育基本法案は、よく練り上げられたものであると感想を持っています。ただ、準憲法的な性格を持つ教育基本法につきましては、広範かつ総合的な調査・研究と国民的な議論が必要であるという点におきましては、議員と同じ考えでございます。

続きまして、二つ目の「愛国心通知表」、愛国心評価についてお答えをさせていただきたいと思います。

2002年度の学習指導要領の改定に伴いまして、6年社会科の目標の一つに「国を愛する心情を育てる」という項目が入りました。これを受けまして、評価の四つの観点の一つに「国を愛する心情を持つ」という項目を設定し、それを議員がおっしゃいましたように、A・B・Cの

3段階で評価することになったわけでございます。この通知表の様式につきましては、海部地区の校長会で検討され、一つのモデルとして示されたものですが、市内の小学校のほとんどが愛国心を評価する通知表を使っている現状でございます。

国の特別委員会における小泉首相や小坂文相の「あえてそういう項目は持たなくてよい」「内心を評価するのはおかしい」との発言もあり、愛西市の校長会では6月2日に教育委員会からその問題を投げかけました。多くの校長先生方からも、内心を評価することは難しく、評価の基準もあいまいであることが指摘されました。そして、その場で検討されることが確認され、これを受けまして、愛西市の校長会の役員会で6月8日に再度検討され、昨日の海部地区の校長会で協議がなされ、内心を評価する文言は社会科の3年生から6年生までの学年にあり、この愛西市校長会としてはさらに検討を要するというので、検討された内容につきましては、6年生では、「我が国の歴史・政治・国際社会に関心を持ち、意欲的に——次が検討された箇所でございます——調べることを通して国を愛する心情を持つ」、これを「調べたり考えたりしようとする」と、内面的なものを外して外面的なものに切りかえたと。5年生では、「我が国の産業の発展と環境保全に関心を持ち、意欲的に調べることを通して国土に対する愛情を持つ」というのを「調べたり考えたりしようとする」。3・4年生では、「地域の出来事に関心を持ち、進んで調べることを通して地域に対する愛情を持つ」、これを「意欲的に調べたり考えたりしようとする」。この案でもって、海部地区校長会で検討が行われ、最終的にはそれぞれの通知表は学校長の責任においてつくられるものでございますが、教育委員会としては社会の批判を浴びないようなチェック体制もきちんとしていきたいと思っております。

三つ目の御質問でございますが、全国一斉の学力テストの導入についてでございますが、全国一斉学力テストの実施につきましては、国レベルでは義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が全国レベルで確保されているかを把握することが、御存じのように、大きな目的となっております。また、市町村教育委員会や学校としては、全国の中で自校がどのような状況にあるかを知った上で、それを指導の改善等に生かすという大きな意味を持っていると考えております。よって、現段階においては、愛西市としまして全国一斉学力テストへの参加の方針でございます。現在、議員おっしゃいましたように、県下では犬山市が不参加の表明をしているのは御存じのとおりでございます。ただ、議員が懸念されますように、この学力テストに基づいて順位づけがなされることのないよう、また序列化や過度の競争につながらないよう、市町村教育委員会や学校の慎重な判断に基づく公表のあり方が求められるということでございます。

最後に四つ目でございますが、法改正で市町村立学校職員給与負担法の一部改正というのが4月1日に施行されたと。これを受けて愛西市では、市町村立学校職員給与負担法の改正につきましては、県費負担教職員制度を前提としております。県からの給与を前提としておりまして、県が配置する教職員に加えて、市町村が実情を踏まえて独自の教職員の採用を可能とするものであると。市費の負担教職員を法が変わったから採用したらいいじゃないかということにつきましては、財政負担は言うまでもございません。市が教育水準の保持のため、選考試験を実施するか否か、また将来的な管理職への登用等についても非常に課題が多く、現時点ではそ

のようなことは考えておりません。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、巡回バスにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

運行に進むべきところの日程でございますが、今年度、予算措置として調査委託料 388万5,000円をお認めいただいております。現在、発注に向けて事務作業を進めておりますが、その内容につきましては現在確定をしておりますが、3社を指名して、プロポーザル方式、提案の方式によって業者を決定したいと思っております。その後、全市を対象にアンケート、それから個々の聞き取り等を行い、9月下旬をめどにその報告を受け、受けた後、その結果をもって広く市民の方々の御意見を伺って検討をしていきたいというふうに考えております。

その次に、2点目のいなべ市の御意見のところでございますが、私どもの職員自体もいなべ市には出向いております。いなべ自体も4地区の合併でございました。今お話がありました、いなべ地区におきましては、この愛西市と同じように、立田、八開と同じような形で、ほかの3町は巡回バス、交通手段を行政が行ってはおりましたが、そこだけが空白地帯だということでもございました。ただ、公的交通の撤退というような観点から、いなべ市全体でそのフォローという形をおとりになったようでございます。当初のところでは、個々の運行は先行のところはとりあえずそのまま、あとは新規に行うと。4年をかけて、その内容を調整するというようなお考えを承ってはおります。今後、立田、八開地区の方々におきましては、合併前から、それからその後におきましても個々の御意見はそれぞれ伺ってはおりますが、今回の調査は抽出ではございますが、市内全域の方々を対象にお願いをするものでございますので、今年9月の調査結果の報告をもとに、広く市民の方たちの御意見を伺って考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、津島市との関係でございますが、津島市も巡回バスにおきまして、今、検討委員会が行われ、最近、中間報告がなされていることは新聞報道でも承知は申し上げます。広域的なことではございますが、現時点で津島市との、現時点ということは現行の運行の中で考えは持ち合わせてはおりませんが、相互乗り入れが可能かどうかは別にしまして、その点におきましても愛西市だけで考えるということには多分まいらないかと思っております。当然、バス停の問題もありますし、いろんな機関との調整も必要かと思っておりますので、その点も踏まえて、今後の中でお話はさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から、バイオディーゼル燃料についてお答えをさせていただきます。

このバイオディーゼル燃料は、永井議員がおっしゃるとおり、非常にクリーンな燃料として、田原市、一宮市などでも導入をいたしております。原料は植物油ですので硫黄分を含んでおらず、排気ガスは軽油に比べるとはるかにクリーンなガスが排出されます。ただ、公用車に使用するとすると、いろいろな問題がございます。御承知のように、軽油引取税がかかっております。このバイオディーゼル燃料を使用するには、軽油と混合しないように、使用する車の限定をしなくてはなりません。その限定をし、県税事務所に届け出をして、そのような手続が必要

になってまいります。

現在、給食施設からの廃食用油については、回収業者によりまして石けん等に再利用されております。先ほども申しましたとおり、バイオ燃料を使用するには車を限定し、軽油と混合しないようにしなければなりません。また、車についても陸運局に届け出をいたしまして、使用燃料をバイオディーゼル燃料に変えたことを車検証に明示し、それをもって使用者の届け出を県にしなければならないと県税事務所からも聞いております。

このように、精製したバイオディーゼル燃料が過剰になっても足らなくても困るようなことになるわけでございます。このようなことから、廃食用油燃料化プラント導入については、いろいろな課題がございます。よく研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、愛西市の17年の軽油の使用量でございますが、消防関係を除いた量でございますが、4万7,600リットルほどになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## ○21番（永井千年君）

それでは、再質問いたします。

まず、教育基本法についての考え方の問題であります。現行もすばらしい、改定案も何かもつともだという話でありましたけれども、実はこの二つというのは、先ほども言いましたように、一部改正ということではなくて、全く違う法律を制定するのと等しいというふうには私には思ひます。この人格を目指す教育から、国策に従う人間をつくる教育に変えていくと。憲法9条を変えて、海外で戦争をする国をつくっていく。その国に忠誠を誓う人間を育てる。そして、弱肉強食の経済社会を支えて、従う人間をつくると。この二つが今度の改定案の本当のねらいだというふうには思ひます。

それは東京都の例を挙げれば非常に具体的になると思ひますが、東京都は初め、各地で行われています日の丸や君が代の強制、席を立ったかどうか、ちゃんと歌ったかどうかで先生を処分する、生徒を指導し切れなかった先生まで処分するという、こういう動きがありますけれども、こうした動きについてどう思われるでしょうか。

また、今回の改定のルールを敷いてきた中心にいたと思ひえる人の言葉、例えば元教育課程審議会の会長の作家であります三浦朱門さんの、できん者はできんままで結構と、できる者を限りなく伸ばすことに振り向けると。非才や無才には、せめて実直な精神だけを養ってもらえばいいと。また、元教育改革国民会議の座長、これは江崎さんという方ですが、ある種の能力が備わっていない者が幾らやってもねえと。いずれは就学時に遺伝子検査を行って、それぞれの子供の遺伝情報に合った教育をしていく形になりますよと。大変そら恐ろしい発言をしてみえますが、これはこういう方が今度の改定のルールを中心にした人物であるということなんですね。東京都の例やこうした発言について、教育長はどう思われるのか。

また、今度の教育の目標として掲げられる20の徳目、先ほども申し上げました現在の学習指導要領にある中身を法律に格上げすると。その一つ一つの徳目がいいか悪いかということではなくて、その徳目を法律で押しつけると。法律に書き込めば、当然、その目標達成のために頑

張るように仕向けるということ、そこが一番の問題で、教育の自由を法律で束縛してしまうことになるということなんですよね。だから、そこを教育長もよく見ていただいているかどうか、もう一度、今の東京都の例と発言に触れながら述べていただきたいと思います。

**○教育長（青木萬生君）**

今、東京都の例をということで出していただいたわけですが、私個人としましては、先ほども申しましたように、準憲法的な性格を持つ、この教育基本法の内容について、今後、国会等でも審議がなされていくということですが、ですから、そういう動向等、それから県の教育委員会等の考え方等も含めて検討をさせていただくということで回答とさせていただきます。

**○21番（永井千年君）**

回答を避けられましたので、また別の機会でもよくお尋ねしたいと思います。

ちょっと具体的な問題について入ります。

まず、「愛国心通知表」の問題であります。小学校3、4、5、6という、いわゆる愛情という言葉が出ているところについて、先ほどのように文言を変えるということですが、大変積極的な対応で評価をしたいというふうに思いますが、問題は、私ちょっと聞きたいのは、今までこの通知表の項目についてどのような評価を行ってきたのかと。それがこの文言を変えることによりまして、どのように変わっていくのか、ここが大変大事なことだというふうに思いますので、もう一度その点について説明をいただきたいと思います。

**○教育長（青木萬生君）**

お答えします。

現行のものと、それから改定によってどのように変わっていくかという御質問でございます。

通知表は、先ほど申し上げましたように、各学校で作成をされたものであり、本来的には項目の加除についての指導はできるんですが、意見を言う立場ではございませんが、社会科の先ほど申しました学習指導要領に明記されている内容であり、それをそのまま使っていたと。じゃあどのような細かい観点で内面を評価したかということについては、逐一評価した教師から現在のところ聞いておりません。以上です。

**○21番（永井千年君）**

内面の評価、内心の評価はやめるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○教育長（青木萬生君）**

先ほど、6年生、5年生、3・4年生のところで申し上げたとおりでございます。教育委員会としましては、それぞれの学校の校長が再度、ただ校長会がひな型をつくったからそれでも進めるのではなくて、よくこの点をそれぞれの学校で協議し、そして評価をしてほしいと、通知表を新しい通知表にしてほしいというようなことは教育委員会からもお願いをするつもりでございます。

**○21番（永井千年君）**

なかなか直接的な話がないものであれですけども、続いて学力テストの話であります。

非常に教育長、肯定的にとらえてみえますが、問題は全国一斉にやるというところだと思うんですね。その地域の学力というのか、どんなふうになっておるかということ調べるということであれば、例えば数%抽出をして行うということ十分だと思うんですよ。全国一斉にすべての人でやるということになりますと、当然これはもう数字的に子供の順位や学校、各自治体の順位がすべて出てしまうと。それが公表しない、一般的な情報公開をしないということでも、関係者についてはそういうことが知られるということであれば、当然そこに過度な競争が起こるわけでありますので、これは例えば再質問として、もしこのようなものをやるとしても一部のものに限るといことは考えられないのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

#### ○教育長（青木萬生君）

学力テストを受ける児童・生徒の一部分をと。小学校6年生、それから中学校の3年生の一部分の児童・生徒にとということですか。

〔「アトランダムに、抽出的にということです」と21番議員の声あり〕

という考えはございません。

#### ○21番（永井千年君）

あくまでやられるということでありますので、例えば愛西市におきましてそういうテストがやられたとしても、その内容については今どういうふうに取り扱うのか、順位や序列については一般的に公表しないという言い方はされましたけれど、先生の間だとか、ごく一部の人たちの中でそういう順位が公表をされれば、当然それはそこでそのことを知った人たちの競争になるということでありますので、その点はどのように思われるのか。東京都の例が非常にはっきりしておって、そんなばあっと発表したために入学ゼロになってしまうなんていう、あんたのところの学校は東京でどべの学校らしいねというようなことが子供たちの間に言われるというようなことは、こんなことはもう絶対にやっちゃいかんことだと思います。したがって、そういうふうにつながるようなことは一切やめなきゃいかんというふうに思いますが、その点ちょっともう一度お願いします。

#### ○教育長（青木萬生君）

今、御質問で順位をつけると、学校の格差が一度に広がるんじゃないかというような御質問ですが、国が公表する調査結果について私のつかんでいす範囲では、国全体のものを都道府県単位にとどめると。それから、市町村の状況につきましては、個々の市町村単位の状況を公表するのではなくて、もっと大きなブロック単位で公表するということをつかんでおります。そのほか、御心配のように、調査結果が返却された場合、やはり市町村教諭はそれぞれの学校の結果は当然わかるわけでございますし、それぞれの学校はそれぞれの児童・生徒の成績がわかるわけでございますが、あくまでもこれは、国語、それから算数・数学と、それから学年も2学年にとどまっていると。教育の本当の教育活動の中の学力の特定の一部であるというようなとらえ方で、最初の御発言にもございました順位別に、私たちが教員になったころよくやったんですが、1番から何番まで張ったというようなことじゃないんだと。学力の一部なんだ

と。そして、それをそれぞれの子供たちがよりよく学習できる手だての一つとして学校は活用していくということでございます。

#### ○21番（永井千年君）

愛西市の教育委員会は、愛西市についてはすべての学校の順位というようなものがわかったとしても、これはもう一切公表しない。その学校についてのデータだけをお返しするということなんですか。

#### ○教育長（青木萬生君）

おっしゃるとおりでございます。

#### ○21番（永井千年君）

続いて、少人数学級についてお尋ねをいたします。

私、特に立田でありますから、立田の北部小学校の場合には、小学校1年生から3年生まで現在39人、5年生が40人で4学年が1クラスになっております。南部小の場合でも、1年生が40人、4年生が37人、6年生が39人と3学年が40人をほんの少し切っております。特に1年生が今35人学級で2クラスになっていますので、2年生になったら急に1クラスになる。これは何とかしてほしいという強い声がありまして、どこの市町村も段階的にこれを導入していつているんですね、少人数学級というのは。だから、私は今回、一歩踏み出してほしいと。例えば低学年、1年生と2年生、2年生と3年生、3年生だけだと6クラスでありますから、例えば佐屋の小学校、永和の小学校、立田の北部小学校で6クラスと。1、2、3が35人学級になるということなんですよ。ですから、そういうふうに考えていただきたいと。とにかく一歩踏み出していただくというふうに思いますが、そのようには考えられないかどうか。大変いい機会だと思いますので、いま一度、考え方、発想を切りかえていただきたいんですね、教育長さん。ぜひよろしくお願ひいたします。

#### ○教育長（青木萬生君）

御質問が法の改正によりということになったわけでございますが、非常に先ほど申しましたように、財政的な面、それから雇用した教職員が県の採用試験のように厳密に行われるかどうか、それから犬山市の問題もちらっと前の質問でも出たわけでございますが、犬山の場合、あたかもマスコミでは、全学級に新しいこの法にのっとして教職員を採用したような錯覚を起こすわけなんです。実際、犬山市の場合、1人であると。しかも、正規の教職員でなくて、常勤講師ということであると。それも、年度も単年度であると。その方の身分は外から見ると非常に安定しているように見えるわけでございますが、実質、本人にかわってみたら大変なことじゃないかなあというようなこともございます。財政とも絡むわけでございます。本当に私自身としましては、少しでも少人数学級が進めばと思っているわけでございますが、財政的な面その他も含めて、非常に現時点では難しいんじゃないかと思っております。以上です。

#### ○21番（永井千年君）

なかなか突出することは難しいということなんですありますが、あらゆる機会を通じて少人数学級に第一歩を踏み出していただくように主張をし続けていただきたい。皆さん、どうも足並

みをそろえないと安心できないというところがありますので、他のところも誘っていただいて、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

時間が迫ってまいりましたが、続いてバスの運行の話です。

このバスの運行の問題については、私が今回言いましたのは、段階的に考えていくと、ステップ、ステップということで、とにかく空白地域であります立田、八開を何とかまず第一歩として早く踏み出していただきたいという点で、いなべ市の例が非常に参考になると。この点は同じようなやり方でなくてもいいわけですが、まず空白地域から着手するというふうな考え方について、今後検討していく考え方としてやっていただくと。

いなべ市の場合も全域のアンケートを行った結果、交通空白地域である旧員弁町が最も強い要求があったと。それで、最も強い要求があった順位づけをして、員弁町から始めた。それで、4年がかりでやっていく計画を立てられたというふうに聞いておりますので、この点でも非常に参考になりますし、アンケートの結果がそのようになるかどうかは見てみなければわかりませんが、そういう考え方をきちっと据えていただく必要があるというふうに思いますが、その点がどうでしょうか、お願いします。

#### ○総務部長（中野正三君）

アンケートをとるのは、先ほど申し上げましたように、全市民の方からの、全地域と言った方がいいかもしれませんが、そういう形でアンケートをとらせていただきます。その調査の内容にも、いろいろ私どもとしては十分考えた内容で把握を申し上げたいと思います。いなべ市の員弁地区の話が出ました。4年間で全体的なものにしていくというような段階的なということが、先ほど申し上げましたように、永井議員が出向かれた後だろうと思いますけど、職員が出向いて、その資料もいただいております。今後の結果の中でそういうことも他の地域ではあるということを目覚めつつ、その結果を見たいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

その点、ぜひよろしく願いいたします。

それから、津島市との関係であります。津島市も現在、本格運転が始まって3年ということで、年ごとに少しずつ利用者が伸びておるという状況の中で、市民が公募で参加した巡回バス検討委員会でいろいろ議論はあったようですが、最終的にはもっと利用していただきやすいバスの運行にして、存続をしていくということが、これはほぼ検討委員会ではそういう方向ですので、10月にはその具体的な案が出ますので、ちょうど愛西市が9月までにアンケートが終わってという時期とほぼ重なってくるのではないかとこのように思いますので、その時期にはぜひ津島とも相談をしていただいて、当然、駅とのアクセスという問題について言えば、津島市内に入っていくということでもありますので、津島の巡回バスも含めて、うまく全体に巡回バス網が繋がっていくようにしていただく必要があるというふうに思いますので、そういう問題意識はきちっと持っているかどうか、もう一度ちょっとお尋ねをしたいと思いません。

○総務部長（中野正三君）

今の御質問におきましては、相互乗り入れとまでは行かないまでも、そのアクセスの起点においてというお話でございますが、何分相手様のこともございます。といいますのは、例えば逆の話があるかもしれませんが、愛西市にとってはメリットがあるけど、向こうにとってはメリットとしては何もないというような形でもいけませんし、その辺も考え方の中で津島市は津島市なりのお考えをお持ちですので、そういう折にお話は申し上げたいと思います。

○21番（永井千年君）

最後に、BDFの話です。これは爆発的に始まっているというわけではありませんけれども、じわじわと広がっていると。まず、自治体の公用車で数台、試験的にやっていただいて、それを広げていこうという考え方で各自治体も取り組んでいるようでありますので、給食センターで800リットルとか900リットル、4万7,600ということですから、月にすると4,000リットルぐらい33台で使っているということなんですが、給食センターでその4分の1ぐらいがつかれるということでありまして、先ほど勉強をしていくということなんですが、これはプラントの導入をやる前に他のプラントのあるところに委託をして、試験的につくってもらって、そして一部、公用車で試験的に始めるということも可能かと思いますが、その点はどうか。

○助役（山田信行君）

今回、こういったBDFの新しい御提案をいただいたわけでございます。その点については勉強はさせていただきますけれども、現時点では公用車への導入とか、そういう実施導入などは考えてございません。

大きな理由が二つほどございますけれども、一つは、現在の廃食用油も既に専門業者が回収に来ておってくれまして、粉石けんなどにリサイクルがされておるわけです。また、先ほどプラントまではいいとおっしゃいましたが、もしプラントをつくるとなると450万円ほどの経費がかかりますし、またそれぞれ後の維持費もかかるという投資がございます。そしてまた、学校には夏休み期間が40日間ございます。こういった間のBDF燃料の補充をどうするか、そういったことも一つの問題でございます。

そして最後に、最近、私どもの行政事務も民間委託だとか指定管理者制度というようなことで、指定で外部へ出すことが多うございます。単独で市でそういったプラントまでを待ったりとか、また新たに食用油をそういった関係で再利用するような方法を独自でやっていこうということは、今の時点では考えてございません。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、ここで10分間の休憩をとります。

再開は11時10分からです。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位11番の15番・後藤和巳議員の質問を許します。

### ○15番（後藤和巳君）

議長のお許しをいただきましたので、「行財政改革の推進の一環として」、大項目のもとに質問をさせていただきます。

昨年の4月に、県下初めての対等合併により愛西市が誕生しました。その後、1年と2ヵ月が経過しております。歴史・文化・習慣などにおいてそれぞれ異なる旧2町2村が、各種事業、各種補助金、組織・機構を見直しつつ、一つの方向へ推進しておりますが、その違いから波及するさまざまな諸問題が持ち上がっており聞いております。

今回の選挙により30人の新議員が誕生し、議会活動が始まりました。文字どおり、本格的に新市愛西市が6万7,000市民のために動き出すことになりました。税収入が伸び悩み、今日の社会経済情勢を見据えると、今後、大きな歳入増を期待することは困難な状況下にあることは言うまでもありません。その反面、歳出に関しては、増大した行政需要への対応のため義務的経費が増加するなど、財政構造の硬直化が進み、合併をしたものの、現状のままの行財政運営を続けることが非常に困難な状況にあります。

先日、愛西市総合計画策定資料、行政改革大綱資料をいただき、一通り目を通させていただきました。新たな行政改革の必要性として、これまでの職員の意識改革や住民と行政の協働、あるいは簡素で効率的な行財政運営などといった視点を中心として行政改革が行われてきたが、しかしながら、市民の負託にこたえ、本格的な地方分権時代に対応したまちづくりを推進するためには、これまでの合理化や縮減といった改革にとどまらず、行政経営という視点に立ってあらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を見直し、時代の変化に対応できる新たな行政システムを構築する必要があると述べられております。

民間におかれましては、企業などの再生には「人・物・金」、この三つの分野から手を加えられると聞いております。今後、愛西市総合計画審議会、行政改革推進委員会、市民会議などが立ち上がり、それぞれの委員の皆さんにこの問題を付託させていただきたいと思っております。

前文が長くなりましたが、私が今回質問させていただきたい案件は、以下申し上げる二つの質問でございます。

地域の、あるいは町内のお伺い、要望などは、担当部署での事務折衝で大半のことは片づいておりますが、今回のこの質問はお話をお聞き願う部署がわかりませんので、今議会にて質問をさせていただくことになりました。

まず1番目に、文書用語の見直しについての質問に触れます。

私は今年度、広報委員を賜り、愛西市議会だより、広報「あいさい」など、改めて見直す機会を与えていただきました。ざっとこの数年間のいろいろな資料を参考に見させていただきました。旧2町2村当時、独自のマニュアルで文書が作成されております。新市誕生になり、愛西市独自のマニュアルに統一されているかであります。まだまだ修正がおくれている文書があるのではないかと思います。ただ、その都度修正を加えればよいことですが、「文書に始まり

文書に終わる」と言われるように、行政は文書が中心でございます。1枚の文書を通じて判断し、意思決定をしておるのが現状ではなかろうかと思えます。したがって、私たちが文書をつくるとき、文書全般について市民にとってわかりやすく、親しみやすいものであるように心がけなければならないと思っております。それらの文書によって、職員と市民も信頼と理解で結ばなければならないと思えます。長い間使いなれた用語になじみを持ち、今日まで用いてはいいのでしょうか。

私が思います見直しの対象文書として、市の文書は次の4種類が考えられます。愛西市の機関相互間で取り交わす文書、二つ目に愛西市が他の機関に出す文書、三つ目に愛西市が市民に出す文書、四つ目に愛西市が市民から受理する文書で、市の規則などで定められた様式によるもの、これらの文書のすべてについて見直しが必要ではないかと考えますが、今回の私の質問は市民にわかりやすく親しみやすい公文書の作成が趣旨でございますので、先ほど3番目、4番目に申しあげました愛西市が市民に出す文書及び受理する文書で市の規則などで定められた様式による文書から取り組んでいただきたいと思えます。

どのように見直すかの問題でございますが、市民に出す文書には市の規則などで定められた様式により、受理する文書にも通知書とか依頼書、委嘱状、表彰状、許可証、広告、広報紙、パンフレット、申請書、報告書、届出書など、幾多の種類がございます。それぞれの文書には目的があり、また受け取る相手、個人、団体、不特定多数の市民があります。それぞれの文書について、言葉の言いかえから文全体、場合によっては文書全体を含まれることが望ましいと思っております。まず、いわゆる日常用語を対象として見直していただきたいと思えます。

2番目の質問でございます。ポケット要覧の作成についての質問でございます。

私たちは、日常、愛西市の今年度の予算は、予算の内訳は、あるいは義務的経費は、財政力指数は、自主財源比率、職員の数は、そのうち一般行政職員は、ラスパイレス指数は、愛西市の行政面積は、そのうち水面河川水路は何%か。たどたどしくいろいろ申しあげました。何げなく聞かれて返事に戸惑った経験はないでしょうか。もちろん職員の皆様は独自の方法の要覧をお持ちと思えます。職員、議員、関係者などへ最新の正確な情報を提供することによって、職員、議員、関係者などが市民の皆様によき情報の提供者になれることが期待できるには、各自が絶えず持つておくことができます手帳や、あるいは名刺入れに入れ、いつでも、どこへでも持ち歩けるような小さな要覧を作成し、全職員、全議員、全関係者などに配付されてはどうか。

以上、壇上にての質問を終わります。

#### ○市長（八木忠男君）

後藤議員の質問にお答えをいたします。

最初に、文書用語の見直しであります。御指摘いただきましたように、いろんな文書の中で自分も担当職員にこの用語、この文言はどんな意味かなと聞くことがあります。まさに、一般的に使われている用語とそうでないものもあることは事実であります。この点につきましては、県が発行をしております文書事務の手引というのがございまして、言いかえたい言葉の改善例

などを参考にしながら、文書事務の改善に、御指摘いただきましたように、できるだけわかりやすく配慮してまいりたいと思っております。

次に、ポケット要覧の作成であります。御質問をいただいた折に、ちょうどこれが去年、豊明市で市長会がありました。その折にいただいたものでありまして、いいのがあるなということ、あるいはもう少し厚い冊子になった手引を発行してみるところもあるやに聞いております。そんなことで、自分もポイント、ポイントはこの手帳の後ろの方へ記入しているわけでありまして、「ポケット情報とよあけ」2005年版であります。こうしたものを参考にしながら、これから皆さん方もあれば当然便利でしょうし、職員もしかりであります。考えてまいりたい、前向きに検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○15番（後藤和巳君）

市長の方から前向きに考えていただけるというお言葉をいただきまして、大変感謝しております。

文書用語の見直しについては、個々の問題もありますし、県の手引を参考に県独自の言葉をアレンジし、我々考えますのは、日常用語で使われております、極端に言いますと、津島弁と申しますか、愛西弁と申しますか、そのような文書で文書づくりをしていただくと大変助かると思っております。どうしても行政の方の文書は難しい漢字が入っております。それと、近ごろマスコミから受けるはやり言葉、これも我々市民にとってはどういう意味かなあとか、そういう部分が多々ありますので、この文書用語の見直しについては、くれぐれも慎重に前向きにわかりやすい日本語にアレンジしていただいて、市の方から発行されます広報とかパンフレットにその文字を多分に活用していただきたいと。この部分はこれにて終了します。

そして、2番目の質問でございます。ポケット要覧の作成でございますけど、ぜひそういういいモデルがありましたら参考に描いていただきたいと思っておりますし、18年度の予算に市勢要覧作成委託料が590万計上されておりますけど、恐らく先日、愛知県の方で入手してきました、これは愛知県の政策の概要、このようなA4のカラー刷りで全戸配付される市勢要覧だと思います。私が希望しますのは、今、市長も持ってみえたように、こういう程度の、ポイントとしまして幾つかありますけど、例えば愛西市の位置、市勢、あるいは面積、人口、世帯数、あるいは土地利用の中身、あるいは交通網、あるいは第1次産業、第2次産業、第3次産業、それへの就業人口、あと行政・財政、いろいろあると思っております。ただ、考えていただけるのは大変ありがたいですけど、準備段階として企画にアイデアが欲しいと思っておりますし、果たして職員が必要としているのか、マーケットリサーチですね。そして印刷サイズの大きさ、各種データの取捨選択、この辺を十分に吟味していただいて、自分もつくってみたくんですけど、100円もあればできるんじゃないかと思っております。この程度のものでしたら、1,000部印刷しても10万円ほどで済みますし、このような立派な要覧を590万も予算化してみえますので、そのうちから10万円ほどちょうだいしまして、我々が手帳に、名刺入れに忍ばせられるような、そして全職員、全議員が共通の数字を述べられるように、ぜひ前向きにお願いしたいと思っております。

これだけ申しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

ここで、お昼の休憩をとります。再開は13時からいたします。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、全員おそろいでございます。お昼の休憩を解きまして、午前に続き一般質問の続きを行いたいと思います。

通告順位12番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

○24番（加藤敏彦君）

私は、平和で安心して暮らせるまちづくりを進めていく立場で一般質問を行います。

初めに、6月9日、2006年原水爆禁止世界大会の成功を目指す国民平和大行進、愛知平和行進が愛西市を訪れました。非核平和都市宣言を行って最初の平和行進です。この日は、津島、愛西市、稲沢市と行進しましたが、愛西市の佐織公民館では八木市長、佐藤議長から激励のあいさつをいただきました。ありがとうございます。非核平和宣言を生かしたまちづくり、引き続き御努力いただきたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

きょうは、水道の問題、児童館、学童保育の問題、クールビズの3点についてお尋ねいたします。

まず1点目の水道ですが、「水道料金据え置きを求める住民署名の受けとめは」ということでお尋ねをいたします。

合併で愛西市が誕生して1年が過ぎました。合併協議の方針に基づいて進められてきたわけですが、住民にとって不安な問題、納得がいかない問題が出てきております。佐織地区では地下水を利用した安い水道料金、手づくりでおいしい自校方式の学校給食、きめ細かい駐在員制度、各家庭で受信できる防災無線、広報「さおり」、こういうものが今後どうなるか心配されます。これは、住民にとって今後も続けてほしい、佐織町政が培ってきた行政サービスであります。

日本共産党は4月の市議選において、これらの佐織のよさを愛西市政に生かすことを公約に、この佐織地区では選挙を行いました。これから愛西市の総合計画が策定されますが、佐織地区のよさを生かした総合計画、そして佐屋、立田、八開それぞれの地区のよさを生かした計画をつくっていただけるかどうか、市民から求められているのではないのでしょうか。

さて、水道事業について具体的にお尋ねをいたしますが、水道料金据え置きを求める住民署名の受けとめについてであります。

水道料金については、昨日の一般質問の中でも取り上げられました。3月の議会で市長は、愛知県53水道事業の中で海部南部水道企業団の水道料金が一番高い、八開の水道料金が2番目、そして佐織の水道が46番目であることを紹介されました。水道料金につきましては、中日新聞が4月2日付で、尾張西部地方の自治体を比較する新企画の第一弾として、上水道料金につい

て紹介しました。北は江南市から南は弥富市まで、21の水道事業を比較しております。愛西市については、旧佐屋、立田、八開、佐織の四つであります。海部南部水道企業団の旧佐屋、立田は、13ミリ口径で2ヵ月で50トンの水道を利用すると8,883円、旧八開が8,660円、旧佐織が5,160円です。佐屋と佐織を比較いたしますと1.8倍の開きがあります。議会で市長が海部南部水道は愛知県で一番高い料金だと紹介されましたが、それを裏づける数字であります。

日本共産党は、佐織地区におきまして、地下水を利用した水道事業の継続で水道料金の据え置きを求める要望署名に取り組みました。3月29日には、市長に3,659筆の署名を提出いたしました。この署名は、水道事業について合併後の議論で愛西市の水道を早く海部南部水道企業団に統一すべきという意見が出たり、またそのためには佐織地区の地下水のくみ上げをとめるという発言が出る中で、水道料金について合併の方針である「サービスは高く、負担は低く」という立場に立って、生活に必要な公共料金はできるだけ低く抑える。市民の財産である地下水を積極的に使って今の水道事業を維持し、水道料金の据え置きをしてほしいという住民の気持ちであります。市長は、この住民の要望をどのように受けとめられておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

水道事業の二つ目は、水道料金値上げを抑えるため、地下水の積極的活用についてであります。

佐織地区の水道については、その水源である井戸の検査が行われ、井戸が詰まっているため、その能力が十分に発揮されていないことが明らかになりました。井戸の洗浄を行い、地下水のくみ上げ能力がアップするならば、水道料金の値上げを据え置きする条件が広がっていくと思います。地盤の沈下もおさまっており、地下水をくみ上げて問題がない状況となっております。ぜひ、市民の財産である地下水を積極的に利用するため、井戸の能力アップを図る洗浄工事を行っていただきたいと考えます。そして、佐織地区だけでなく、他の地区においても地下水の積極的利用ができないか、検討していただきたいと思います。市長、また担当者の見解はいかがでしょうか。

二つ目に、「北河田学区に学童保育、児童館の設置を」ということでお尋ねいたします。

昨日の一般質問において、少子化対策として市長は、女性の働く環境と男性の育児が必要だということを述べられました。女性の働く環境の一つは、子供を育てながら働くことができる環境、保育園や学童保育の整備が求められております。今、市民の中で切実な要求になっているのが学童保育です。佐織地区の北河田小学校区では住宅開発が進み、根高台や佐織台という団地がつくられ、また藤浪駅の整備に伴いアパートが建ったりと、子育ての要求、保育の要求が高まっております。学童保育においては、隣の勝幡小学校区や、また草平小学校区の児童館で実施されているので、児童館がないこの北河田学区では特に強い要求となっております。

お母さん方の声を聞きますと、今、子供が保育園に通っているが、小学校に入るまでに学童保育をつくってほしい。働きに行きたいけれども、子供のことがあるので正規では勤められない。こういう声が聞かれます。行政として、学童保育の住民の要求をつかんでおられるでしょうか。学童保育については、市長は前向きに考えておられます。3月議会において、浜本議員

の質問に対して、今任期中にすべての小学校区に学童保育を整備したいとの考えを表明されました。ぜひ実現していただきたいと思います。学童保育については、今議会に八開児童クラブ施設の図面も示されております。あと残るは、佐織地区の北河田小学校区、西川端小学校区、そして八開地区の八輪小学校区の三つだと思います。それぞれについての住民の要求、また行政としての対応、どのように考えられておられるでしょうか。

さて、三つ目ですが、クールビズについてお尋ねをいたします。

クールビズとは「クール・ビジネス・スタイル」、涼しい服装で仕事をしようと政府の呼びかけで進められてきました。愛西市役所においても、「さわやかサマースタイル、地球温暖化防止のため、6月1日から9月30日まで、ノーネクタイ、軽装で失礼しています」、こういう表示がされ、実施されております。近隣の自治体について、例えばクローバーテレビを見ますと、津島市議会や美和町議会においても実施されているようであります。行政において必要なことは議会でも議論していかなければなりません、その上で今行政が行っているクールビズ、省エネ対策、地球温暖化対策についての考え、取り組みについてお尋ねをいたします。

以上3点について、市長及び行政担当者の誠意ある御答弁をお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤敏彦議員の質問にお答えをいたします。

最初に、水道料金の据え置きを求める住民署名について。この件につきまして、加藤議員御質問の中にありました署名を提出いただく折に加藤議員にもお伝えをしました。旧佐織での水道料金のあり方、あるいは進め方については、料金改定をするという考え方で進めてきているわけでありまして、その旨を3,500名の署名された皆さんにお伝えしてくださいよということもお願いをしておきました。加藤議員御承知のとおり、旧佐織での水道会計、企業会計という中で一般会計から多くの何億という繰り入れをして、整備、あるいは機械の更新等をしてきているわけでありまして、企業会計のあり方を見直すべく、それも議会の皆さんから御指摘をいただいで進めてきているわけでありまして。

加藤議員、何か前回もそうでしたが、加藤議員エリアがあるような気がしますが、そういうことじゃなくて、本当に愛西市全体を見ながら、いろんな県についてもそうであります。考えてまいりたいと思っておりますし、佐織の料金見直しについては早急に進めなくてはいけない。今の状況では、機械、あるいは大きな整備をしなくてはいけないという状況になれば、そうした手だてをする資金もないわけでございまして、あくまでも企業会計としてのとらえ方をすべく、合併協議会が始まって以来でも、住民の皆さんにも旧佐織の水道料金の改定については説明をしてきているところでございまして。十二分に説明もしてきておりますので、改定については近いうちに見直すという考え方でございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

そして、地下水の利用、これも地下水くみ上げの規制などのことも過去にもあったわけでございまして、そうした中、前回の3月議会でも、くみ上げの設備の老朽化、あるいはストレーナーなどの不備などを説明させていただいてきております。100%の回復ではありませんが、

少しでもということではまずその整備はするわけでありましてけれども、今後とも県水の導入も図りながら進めていかねばいけないなど、そんなことを思っております。地下水の水脈についても、他の市町村ではもう水脈の流れの関係で使えないという状況も発生しているところも聞いているわけございまして、そんな状況も念頭に入れながら、これからの佐織地区の水道利用についても考えてまいりたいと思っております。

次に、全小学校区で学童保育の実施を、これも説明、答弁をしてきております。あと本年度の開治地区を除き3地区ということでありまして、小学校区を一度にはできませんけれども、すべての小学校区に学童保育、あるいは児童館、あるいは学童クラブなど、そうした設置を進めてまいりたいと考えているところでございます。

そして、クールビズについては、もう玄関にもそれぞれの庁舎、願いの「さわやかサマースタイル」の御案内をしているわけでありまして、会議などでもそうしたことを出席する関係の皆さんに書面をもってお伝えをしているわけでありまして、ある職員が、市長も上着を脱いでネクタイを取ってなんて言うていただくわけでありましてけれども、なかなか出向いて会議を見ても、そういう状況、会議の場ということではありますと、私どもも上着は着用しているわけでありまして、他の市町村長の会議でも1名ほどは上着を脱いでという方も今までありました。しかしながら、現実、上着を着てネクタイをしてという状況であります。これも、そうした地域、関係の皆さんで一層進めなければいけないかなと思います。東京出張の折にも、先般、市長会で小泉総理、あいさつではネクタイは取ってみえましたが、やっぱり上着は着てのあいさつでありました。すべてほかの大臣もそうでありました。ですから、一概にさあどんなスタイルがということではありませんが、いずれにしても、絶対28度以下でクーラーを入れていかんよと言ってあるんですが、現実見ていませんのでわかりません。大変28度、微妙な温度でありまして、人間の体はそれぞれ一人ひとり違うわけですが、28度という結構暑いかなあという判断もしております。しかしながら、地球環境、あるいはそうした考え方の中で温暖化防止ということで進めているわけでありまして、市民の皆さん、あるいは私どもも一層そうしたことで進めてまいりたいと思っております。温暖化についてのいろんな施策、私どもの愛西市、緑は他の市町村に比べても結構あるんじゃないかなと、そんなことは思っておりますが、一層緑化なども進めながら、温暖化対策についても今後進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

再質問に入っていきます。

まず1点の水道料金の署名の問題ですが、市長にぜひ受けとめていただきたいというのは、愛西市の今後進める上で、水道事業は今三つの事業が行われております。その上で、今後それを市の水道として位置づける上では、現在のままではいけないということはわかりますので。ただ、進める上で本当に住民の暮らし第一で、できるだけ暮らしを守る立場で何ができるかということ絶えず追求していただき、現在の安い水道は維持するという努力、高い水道は下げるといった努力を研究していただき、暮らしを守る住民本位の立場で進めてほしいということ

を市民の声は求めておると思いますが、その点の受けとめを特に聞きたかったわけですが、いかがですか。

**○市長（八木忠男君）**

住民の皆さんの意見も十二分に承知しております。合併協議会での約束もきちっと進めてまいらなくてはなりません。愛西市全体を見ながら進めてまいります。

**○24番（加藤敏彦君）**

水道事業につきまして、3月の議会で、井戸の調査をして、詰まっっていて能力が十分発揮されていないと。私は、この地下水を使うことが、使えるなら本当に大きな力になっていくと考えますが、井戸の洗浄工事をぜひともやっていただいて、できるだけ値上げをしない条件を広げる中で、設備の問題とか、今後の統一の問題とかを考えていけるなら、本当に幅広く考えていけるというふうに思っておりますので、その点、井戸の能力をアップさせていく洗浄工事はぜひ進めていただきたいんですが、どうでしょうか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

井戸の維持管理でございますが、先ほど市長申しましたように、私ども担当といたしましても、やはり井戸の洗浄を進めたいと思っております。ただ、100%と申しますと、先ほど市長も申しましたように、やはり費用対効果もございますので、その辺で1万で100%やれば数千円というような大変なお金になりますので、果たしてそこまで投資するのはいかがなものかということもありますので、その辺を十分に加味して今後進めていきたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

井戸の洗浄工事は進めていきたいという前向きな答弁をいただきましたが、時間的に、例えば来年度までにそういう計画を立てるのか、どのような見通しを持っておられるのでしょうか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

今年、見積もり等をいただいて、また技術的な検討を加えて、できるものなら早く取り組みたいと思っております。以上でございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

見積もり、それから技術的な検討という形で、ぜひ井戸の洗浄をしていただいて、水道事業の供給側の条件を広げていただきたいと思います。その上で、またいろいろなことを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あと、きのうの質問の中でも水道料金値下げをしていく上で、例えば海部南部の場合は地下水を今使わなくなったとか、それから大口の利用者がなくなったとかありますが、海部南部に対しても地下水の利用が検討できないかという申し入れ等は、愛西市としてはできないものでしょうか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

南部水道に対して地下水云々ということですが、南部水道、確たる理由を持って地下水から県水へ100%切りかえられたという理由もきちっと明確にしておられますので、今私どもで地下水の利用について申し入れるというようなことは考えておりません。以上です。

○24番（加藤敏彦君）

それでは、学童保育、児童館の問題について移らせていただきますが、私も住民の方から先ほど紹介したような声を聞くわけですが、行政として、学童保育を設置してほしいという要望は聞かれておられるでしょうか、行政の窓口として。

○福祉部長（水谷 正君）

お答えさせていただきます。

行政の窓口としてはそういった声は賜っております。行政に対して要望といいますか、つくってくださいというお言葉は聞いております。

○24番（加藤敏彦君）

要望の中身ですけれども、多くの方の声なんですか、強い要望として出ておりますか。具体的に件数とか内容とか、紹介いただけましたら伺いたいんですが。

○福祉部長（水谷 正君）

お母さん方からそういったお話を賜ったりとか、またメールとかということで、私もそのメールとかを決裁で回ってきて見ておるわけですが、かなりの要望といいますか、強い要望を持った文書でもって来ておるのも現実でございます。

○24番（加藤敏彦君）

先ほど市長の方からも、ことし開治の学童保育を整備して、あと残る三つということですが、その要望の出ている地域ですね。私は、佐織地区では北河田小学校区とか西川端小学校区の声が強いのうに推測しますが、地域的なものはわかるでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

地域的なものといいますか、残るのは佐織で二つ、八開で一つということですが、地域といいますか、八開でも八輪の方はいつだというようなことは若干の方から質問とかそういったようなことは賜っておりますし、佐織につきましてはメールとか、団体の方が見えて、つくってくださいということは聞いておるのが実情でございます。

○24番（加藤敏彦君）

今後の整備について、あと三つ小学校区が残っておるわけですが、市長の方からは児童館、それから学童保育、児童クラブとか、いろいろ方法として紹介されておりますが、そういう点であと三つということで、他の地区ではいろんな形で整備が進められておりますが、整備の考えですね、どのように進めていくかという考えについてお持ちでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

残る三つにつきましては、中・長期的といいますか、財政的な面もでございます。学童保育のニーズが強でございます。そこで財政的な面とか、そういった地域のニーズ等をよく把握しながら、既存施設の活用といったものも視野に入れて、総合的に判断していきたいということを考えております。

○24番（加藤敏彦君）

今、福祉部長の方から、ニーズとか、また既存の施設で使える条件を見てという形で具体的

な指標が出てきておりますが、ニーズとしては佐織地区なんかは先ほど紹介したように強いと思いますので、またそれも行政の方にも届いていくというふうを考えておりますが、あと施設的なもので、今学童保育を実施できるような条件があるところは、可能性としてどんな可能性を持っておるでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

可能性といいますか、先ほど御答弁させていただきましたように、既存施設の活用も視野に入れてということで、総合的に判断してつくっていきたいということを考えております。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

既存施設でよく学校の空き教室という話が出ますが、学校の方は余裕教室がないというような話も聞いておりますが、学校の施設についてはどうですか。

○福祉部長（水谷 正君）

学校の施設につきましては、現在、余剰はないというようなお話を聞いております。そのほかにもし既存の施設で活用のできるものがあれば、そういったものも視野に入れてやっていきたいということでございます。

○24番（加藤敏彦君）

既存の施設で検討の対象にしている施設等ありましたら、御紹介いただきたいと思いますが。

○福祉部長（水谷 正君）

既存の施設と言いましたけど、補助金とかそういったものがもらってある施設につきましては、よく調査いたしまして進めてまいりたいということを考えております。

○24番（加藤敏彦君）

学童保育の要求に対していろんなニーズ、それから既存の施設等、また財政問題も含めて積極的に進めていただきたいと思います。

学童保育に関連いたしまして、中日新聞が先ほどの水道料金ではありませんが、尾張西部地域の学童保育料を5月28日に紹介しておりますが、高いところは津島の学童クラブで、これは自主運営の部分もありますので月額1万3,500円というところからありますし、安いところは清須市が無料で学童保育をやっております。愛西市は月額5,000円だと思いますが、この保育料の値下げはできないでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

値下げはできないかということでございます。これにつきましても、近隣尾張8市とか、愛知県内の市とか、そういったところを調査して今後は考えさせていただきたいということでございます。

○24番（加藤敏彦君）

学童保育料につきましても、住民のニーズがあればぜひこたえて、努力をいただきたいと思います。

それから学童保育ですけれども、施設の運営についての基準についてお尋ねいたしますが、

例えば埼玉県などは県レベルで放課後児童クラブ運営基準というものを設けて、その基準を満たすように県も援助しながらやっております。国の方でも調査・研究していきたいというような担当者の答弁もありますが、今、学童保育の運営基準についてはどのように基準を持っておられますか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

県の補助金をいただいております。県の基準に従いまして進めさせていただいておりますことでございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

学童保育に関連いたしまして、今、子供たちの安全を確保するということが大変社会的に重要になっております。そして、政府の方でも5月9日に文部科学省、また厚生労働省が「放課後子どもプラン」というものを発表しておりますが、こういう内容については愛西市としてはつかんでおられますか、どうでしょうか。今後の政府の動きですけれども。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議員おっしゃいますとおり、私の手元にも5月9日の関係の文書、文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携というものを持っております。この中に基本的な方向性とか今後の進め方というのが書いてございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

一つは、少子化対策として、働くお母さん方の環境を整えていくことで、学童保育、特に子供さんを持った働くお母さん方にとっては切実な要求でありますので、この実現をすべての小学校区で整備するという御努力をいただきたいと思っておりますし、またさらに今後、学童保育や児童館等の役割というのが、政府の方でも「放課後子どもプラン」というものも示しながら一回り大きな枠の中での位置づけも出てくると思っておりますが、そういう今後の求められる役割も十分踏まえながら、積極的に進めていただきたいと思っております。

それから、3点目のクールビズについてお尋ねいたしますが、先ほど市長が温度28度ということで紹介をされましたが、この省エネ効果等はどのぐらいあるというふうに考えられておられるでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

昨年の7月からこういうことをさせていただいてきておるんです。それがどんな効果かというところの比較するものが現実にはございません。その前の状況下の具体的なものは持っておりませんが、ただ私どもとして、北のところでもそうですけど、確かに今後、湿気や何かが出てくるかもしれませんけど、現状、1階の事務室なんかはあけてやっております。冬場等も相当寒くなければ暖房等も入れた状況下ではございませんし、数%の電力量、一部暖房のものは重油をたいてはおりますけど、その点では効果があったと。ただ、今、集計として全体の省エネという形で昨年の6月に全庁的に月々のトータル統計をとれという形を出してあります。それがもうじきまとまるかと思っておりますので、その点で判断ができるかと思っております。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

室温を1度上げたり、2度上げたり、そういうことによってどれだけの効果があるかというのが、一つは市としても統計をとる中で把握できるようになってきておると。それからもう一つ、行政改革ではないですけども、むだ遣いをしないということと、それからもう一つは地球温暖化の問題で、これからもっと大きくなっていく温暖化の問題に対して、少しでも省エネをすることによって、その姿勢、努力を強めていくということが今時代が求めている課題だと思いますが、多分今この議場は25度ぐらいだと思いますので、あと3度ぐらい議会としても努力することをまた議論できるといいなと思っております。

きょうは、一つは住民の暮らしを守っていく上で今後大きな矛盾も出てきます水道の問題、それから今切実な要求となっている児童館、学童保育の問題、またこれから市民に対して努力を示していかなければならない省エネ、クールビズの問題についてお尋ねをいたしました、引き続き努力を求め、またこちらも努力をしていくことを表明して、質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、ここで10分間の休憩をとります。

再開は13時50分にいたします。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

次に、通告順位13番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

議長のお許しも得ましたので、質問通告書に従い、3点質問をさせていただきます。

質問の前に一言だけごあいさつをさせていただきますと、私、3月議会において最後であろうと思っておりました。たまたま、またこの機会を得まして、本当に感謝と申しますか、ありがたく思っております。また、皆様方と一緒にこの愛西市のまちづくりのために参画できることを大変幸せに思っております。また、一生懸命4年間、大過なく過ごせばと思っております。どうかよろしくお願いします。

それでは、まず第1点、愛西市の行財政改革についてでございますが、これも今議会におきまして3人、4人の方がほとんど質問をされました。そして、答弁もありましたから、余り多くは質問いたしません、今回の18年度の予算の執行について1点お尋ねをしたいと思います。

本年度の一般会計予算は201億計上され、可決されております。これの予算執行に対して、市長、あるいは助役として、少子・高齢化が進んでおり、あるいはまた義務的経費が非常に増大しておる時代、あるいは固定化しておる現状を踏まえて、どのようにこの予算執行に対応し、また各執行される部課長、あるいは職員に対してどのような指示をされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

今後、予算執行、あるいは来年度の予算計上に当たっては、愛西市のインフラを整備するの

か、あるいはまた市民生活に重点的に予算配分をするのかということも大きな問題になってくると思います。私、3月議会のときに非常に財政が硬直化し厳しくなっていると、だからあれもこれもではなくて、あれかこれかの選択の時代なんだということを申し上げましたが、まさにそんなような時代が来て、何を選択するかという非常に選択の難しい時代になったと思います。ですから、まず1点は、どのような今後の予算執行、あるいは予算案に対してどのような対応で臨まれるかということをお聞きしたいと思います。

それから2点目、行政運営上の問題点についてお聞きをいたしたいと思います。

通告書には三つ書いてございますが、ほとんど関連がございますから一つ二つではなくて一遍に言いますと、非常に現在、縦割り行政が少し顕在化しておるのではないかなあと私は思っております。もう少し横の連絡といたしますか、例えば市民がどこどこへ行った場合、ちょっとわからないというようなときには、そこの担当課じゃなくてもスムーズに市民の方に答えられるような体制ができないのかなと。といいますのは、よく各支所へ行きますと、いや、本庁へ行け、どこどこへ行けということで、非常にまだ戸惑っておるというような現状が見受けられます。そういう苦情も時々受けます。ですから、そういうようなときの対応方法をもう少しスムーズに考えたらどうかなと私は思います。

それから2点目、これは来庁者の方より、時間外よりも一番最後の来庁者の方よりも、時々御指摘を受けますのは、非常に本庁、あるいは支所へ行った場合に、悪い言葉で言えば、手持ちぶさたといいますか、雑談をして何の仕事をしておるんだろうというような部署もあれば、また非常に本庁の総務課、あるいはその他でいきましたら、もう昼を食べる時間もないぐらい仕事をやってみると、こんなような状況が見受けられます。ですから、適材適所といいますか、人員配置をもう一遍考えてみる必要があるのではないかなと、こんなふうに思います。

それから、一般予算をちょっと見まして、時間外手当という給与体系で項目がございます。この一般会計の中の時間外手当というのは、一般会計予算でずうっと計算しましたら約1億9,000万、合計額でいきますとございました。その中で、当然、消防署とか、あるいは選挙とか、必要な時間外手当として計上されたのかなと思いますが、これの予算の執行に当たってはどのような方法をとって時間外手当をやってみえるか。あるいは、その部署によっては本来は時間内で済むべき仕事ではないのかと。あるいは、もう少し民間的な発想で言えば、時間内でそんな仕事は処理してくれよというようなことでいけないのかなあと。もちろん今お話ししましたように、消防署とか、選挙とか、そういう特別な用件がある場合は別でございますが、本来、業務といいますのは時間内ですべきことではないかと思うわけですが、その点も一度あわせてお聞きをいたしたいと思います。

それから、小項目の3点目で愛西市の行政改革大綱についてでございますが、これは先般の全員協議会でお示しいただきました。概略を読ませていただきましたが、今、作成途上ということで、具体的にはまだ決定しておらないということでございますから、これについてのおおよそのタイムスケジュールといたしますか、市民、あるいは我々に対していつまでにそれをお示しになるのか、あるいは基本的な一つの行政改革の理念というのを概略お聞かせいただきたい

と思います。

次に、愛西市の少子化対策についてでございますが、これも小沢議員、あるいは宮本議員、その他今議会におきましてもいろいろ質問されまして、もうほとんどお答えは出ておると思いますが、男性の見方もあると思いますから、男性の見方から見た御質問もさせていただきたいと思えます。

報道によりますと、全国平均の出生率は1.25人となり、このままの推移で行けば2050年には日本の人口は1億を割るのではないかというような報道がなされておりました。このような現状を踏まえて、本愛西市として少子化への現状認識、あるいは過去5年間の愛西市の出生率というのをお聞かせいただきたいと思えます。

きょうも朝、ニュースで言うておりましたが、政府も本格的に少子化対策というのはやらなければいかんということで、乳幼児の現金支給、あるいは小学生への給付というようなことも閣議決定をするというような報道がございました。そこまで少子化が進んでおるといふ危機感のあらわれではないかと思えますが、愛西市としての認識を一遍お尋ねしたいと思えます。

それから2番目の、愛西市の少子化への取り組みということでございますが、報道関係によりますと、私は愛西市の予算は、詳細には何パーセントか、そういうことはまだチェックしておりませんが、国の予算としましては、老人予算と少子化対策の予算というのは、老人医療とかいろんな点からの予算に比べましたら、少子化対策というのは五、六%ではないかと、たしかNHKだったと思えますが、報道がされましたが、その予算的な面は間違いはないかどうかは別にしまして、愛西市の少子化対策としての予算はどんなものを今計上されてみえるか、あるいは今後どんなようなことをやられるかということをお尋ねいたしたいと。

当然、今やってみえます、先般、小沢議員、あるいは宮本議員が御指摘になりました子育て支援、それから児童館などなど実施はしてみえますが、今後特に重点としてやるべきことは何であるかということをお尋ねいたしたい。

それから3番目の、小学生への段階的医療費無料化、これも私、別に共産党さんに同調するわけではございませんが、やはりそれぐらいまで踏み込んだ少子化対策をやらなければいけないのではないかというふうに私は思っております。宮本議員だったか小沢議員だったかに回答がございました、就学前の乳幼児の医療費無料で2億2,600万、今予算を使っておると。それから、1年生から3年生までは今の予算ベースで行けば9,700万要ると。それから、3年生から6年生まではちょっとお示しにならなかったと思えますが、そんなふうで、私は正直な話もっと要るのかなあと思いましたら、1年生から3年生までは1億弱ということではございましたら、その予算をひねり出すといいますか、何らかの方法を講じてでも今年度、来年度あたり実施すべきではないのかなと。そして、段階的に少子化対策というものをやるべきではないのかなと思っております。それについての御所見を伺いたいと思えます。

次に、地域間格差の是正ということでございますが、立田、八開地区巡回バス運行も永井議員が細かく質問されました。それに総務部長が答えられたわけではございますが、私は永井議員よりも巡回バスについては実はもっと厳しい認識を持っております。これは合併協議会におい

て、合併した後は早急に運行するという項目であったやに覚えております。また、先般の選挙のときに、あるいは今、住民からも、特に八開、立田の住民からはいつやるんだと、遅いんじゃないかというような言葉をよく聞くわけです。特に佐屋、佐織の方は何を言っておるんだということかもしれませんが、八開、立田、お越し願えればわかりますが、それは約束じゃなかったのかというようなことまで言われるわけでございます。ですから、これはまた総務部長と意見を言い合いますと平行線になります。ですからこれ以上は申しませんが、今、検討委員会を立ち上げ、そしてアンケートを9月までに実施するということですから、それを見守っていききたいと。そして、でき得れば早急に実施をしていただきたいというふうに思っております。

それから、八輪小学校の学童保育も同じ質問をされました。お答えとしては、3地区は順次実施する予定であります。もちろん予算の財政上の措置があるから、それができ次第やりますということでございます。それに尽きると思いますが、できる限り早急をお願いをしたいと。

また、先ほど加藤議員が質問された項目で学校の空き教室の問題でございますが、これだけ学童が少なくなって、現実的には学校の教室というのはいいております。私も去年、八輪地区において学童保育ができないんだろうかと、早くやるにはどういう方法があるんだろうかということで同僚議員と回りました。そうしたら、現実的には1学級が20人から30人、そして6年生までということは、我々の時代は60人、50人で2学級でございました。多いときもそうでした。ですから、現実的にはあいておると思えます。ですが、管理上の問題、それから行政の今の問題ですが縦割りの問題、そういうことからいまして実はあいていないんだと、厳しい言葉で言えば、あいてないんだというようなお答えでございました。ですから、今回でも空き教室を利用して学童保育をやれば予算も少なく済みますし、また有効利用ということも考えられるわけですが、それも縦割り行政の弊害ではないのかなと思えます。ですから、そんな点も含めて質問をいたしました。誠実な御答弁をお願いいたします。あとは自席にてまた伺いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

田中議員の質問にお答えをいたします。

愛西市の行財政改革、そして18年度予算執行についてどうかということでもあります。201億円の予算をお願いしました。これも前年度より10数億のカットという内容であります。さて合併した当初の約束事で、お互い各4地区は膨らませて持ち寄らないという約束のもとに合併の新年度を迎えたはずでありました。しかしながら、中身はそうではありませんでして、いろんな事業などが膨らんであったわけでありまして。ですから、そういう状況も踏まえ、大きな初年度の予算になりましたし、今年度ももう少し195億円ほどの予算を目標としておったわけがあります。そうした内容の中でも、最終的には201億円の一般会計ということでお願いをしたところでございまして、御指摘いただいております、きのうも企画部長が答弁を申し上げました、現状のままであれば預金を5年間で取り崩してしまうという説明もしているわけでありまして、一層効率化、事務事業の見直しなどなど、職員の仕事の仕方も御指摘をいただきました。意識改革も強く職員にも指導をしているわけでありまして、まだまだであります。これからも

強くそうした点を進めて、指導をしてまいりたいと思っておりますし、コスト削減、経費削減もあわせて、積極的にコスト意識を持ちながら、この予算執行に努めてまいりたいと思っております。ですから、いろんな施策の中でまだないという御指摘をいただくわけでありませうけれども、そうした中でも、教育の場でも他の市町村にも負けないぐらい今まで各4地区の教育への設備などの投入もしてきているわけでありまして、そうしたことができていくんだということも御理解をいただきながら、先ほども申し上げております、愛西市全体をバランスよく見ながら、この予算執行についても進めてまいりたいと思っております。

行政運営上の問題等、この後の内容につきましては、それぞれ担当より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、18年度予算につきまして具体的にどんな指示をしておるかというような御指摘がございましたので、具体的な事例を二、三申し上げて、お答えにかえたいと存じます。

まず一つ、経常経費の節減でございますが、この関係、この愛西市内にはいろんな出先機関といいますか、施設がございます。例えば保健センターにしても四つございますし、児童館にしても5園なりとか複数の施設がございます。こういった施設の維持管理費をそれぞれの個々の施設で委託発注するのではなくて、類似施設はまとめて一括委託をしよう、そういうことによつてコストの削減を図ろう、そういったことも今年度から取りかかったことでございます。また、一部の庁舎では本来事務室の掃除を委託業者に出しておったものがございますが、今年度からは職員でやれるところは職員でやろう、そういったことも当然のことながら改めたところでございます。

そしてまた、行事の持ち方などにつきましてもいろいろ見直しを加えまして、例えば敬老会にしても成人式にしても、従来4地区ごとにやっておったものを、今回はとりあえず2地区にまとめてそれぞれ行おう。また、納涼祭りだとか体育大会、そういった地区行事につきましても、17年度はそれぞれの地区のやり方を踏襲しておりましたが、18年度からは一定の予算枠の中で、その範囲内でそれぞれ地区の特色を持った行事にしていこう、そういった見直しを図ってきたところでございます。

そして、外郭団体への補助金の関係も今年度からは人件費補助にとどめようということで、それぞれの団体の御理解をいただいて、そういった見直しをしておりますし、現在も各種団体の補助金、やはりアンバランスといいますか、不公平的な要素であったところもございまして、そういったところ、既に手がつけられるところについては、各種団体の補助金も一定のルールを設けまして、公平性を持った補助金体制に今見直しているところでございます。

そして、先ほど職員の配置で、雑談をしているような職場があるというような御指摘をいただきまして、私ども本当に残念に思っておるところでございます。私ども、本当に仕事量に応じたといいますか、それぞれの課に応じた職員の適正配置に職員数を考慮しておりますが、まだまだそういったところが完全に見直しし切れていないところがあるのかなと今考えているところでございます。御指摘があったことを今後踏まえまして、これからの人事異動などにも反

映をしていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、私ども職員の新規採用、来年度の職員採用も基本的には今考えておりません。そういうことで、ここ三、四年、新規採用職員がゼロという中で、穴埋めの職員も限られた人数の臨時だとかパートでしのいでいるような状況でございますので、そういった点は御理解をいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、与えられた予算、有効活用、効率的、また節減ということを中心に置きながら職員に執行するよう、改めて指示をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、私の方からお答えを申し上げます。

縦割り行政という御指摘でございます。私ども、この分庁舎があり、そして分庁舎で総合支所を抱えて、中で決して縦割りということを考えてやっているわけではございませんが、一部にそういうふうを受けとめられるような状況下があるということでございます。本課、総合支所、そしてまた庁舎間の連携といった問題は、確かに庁舎が離れていることによって起こり得ることがあるかもしれません。しかし、それはあつてはならんことでございますので、なお一層の連携をとって強化に努めてまいりたいと思っております。その中で情報の共有とか報告、連絡、そこら辺をなお一層とって、市民の方々に御迷惑のかからないようなことを進めてまいりたいと思っております。

そして、先ほど助役が申し上げましたんですが、職員の配置につきましても助役が申し上げたとおりでございますが、昨年の10月には異動をかけました。そして、総合支所におきましても、課の垣根を取り払うというグループ制への移行もやってまいりました。そして、この4月にもまた人事異動も行ってまいりました。この点につきましても、市民の方からの苦情がなくなるよう、なお一層私どもの職員の意識を改めて、職務に専念してまいりたいというふうに考えます。

そして、時間外勤務手当でございますが、これにつきましては一般会計のお話をさせていただきました。基本的に時間外勤務手当におきましては、17年度の各課の実績を見まして、それに基づきまして計上をさせていただいております。先ほどのお話の中で、一般会計のうち、選挙費、そして消防費を除きますと、1億2,800万ほどの時間外が計上をされております。しかし、この時間外勤務手当につきましては、事務が集中する場合とか緊急の場合、所属長が必要と認めたときに勤務命令を出しております。そして、必要最小限の勤務をするようにということで、私ども人事の方からは命令を出しております。そして、休日の勤務につきましては、4時間の代休、8時間の代休という形の取り入れも当然させていただいております。そういう形で時間外の圧縮に努めているのが現状でございます。

飛びますが、立田、八開地区のバスの運行でございますが、永井議員にお答えを申し上げますと、今後、調査等を行いますので、その結果の中で行ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方からは、行政改革大綱のスケジュール等の関係につきまして御質問いただ

いた件についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、さきの全員協議会で配付をさせていただいておりますように、このときにはスケジュールもお示しをさせていただいております。その中で行革推進委員会の答申を踏まえまして、10月中には行政改革大綱を公表したいと。また、第1期推進計画、いわゆる集中改革プランの関係につきましても、年内といたしますか、12月中には公表できるよう事務を進めていきたいと、スケジュールに沿った形で行っていききたいというふうに考えております。

それから、基本理念の関係につきましては、行政改革を推進するに当たりまして四つの基本理念を掲げております。一つは簡素で効率的な行政運営の推進、二つ目は健全な財政運営の実現、三つ目といたしまして市民と行政の協働によるまちづくり、四つ目が新しい行政運営システムの構築と、以上四つの基本理念によりまして、行政改革大綱、あるいは集中改革プランを策定していこうとするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁させていただきます。

まず、少子化への現状認識の御質問でございますが、愛西市におきましても、出生数の減少に見られるように少子化が進んでいると思います。少子化の進行は、社会や経済、地域社会の活動などに深刻な問題を引き起こすことが危惧されます。子供たちの健やかな育成に及ぼす影響も懸念されると思います。

出生者の件数でございます。13年度から16年度は、旧の4町村ということでございます。13年度は572人、14年度は652人、15年度は534人、16年度は549人、17年度は525人ということでございます。

続きまして、取り組みについてということでございます。国の少子化に対する予算の御質問でございますが、社会保障給付費、全体に占める児童手当など児童家庭給付費は約4%、高齢者関係給付費は社会保障給付費の約7割でございます。愛西市の少子化の予算についての御質問でございますが、少子化関連予算を集計いたしますと、人件費も含めまして約29億5,000万円ほどとなります。今後の愛西市の少子化対策重点施策についてでございますが、ファミリーサポートセンターの設置とか、地域の子育て活動拠点としての地域子育て支援センターの充実、放課後児童対策の推進を図ってまいりたいと思います。

それから続きまして、八輪小学校の学童保育でございますが、18年度は開治小学校ということでございます。ほかの三つの学区についてということでございますが、財政的なこともあり、建設できるように努力していきたいということを思います。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

小学生の医療費の無料化についての御質問でございますが、昨日、小沢議員の御質問に市長が答弁いたしましたとおり、現段階におきましてはこれを拡大する考えはございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○8番（田中秀彦君）

再質問を2点ばかりさせていただきます。

市長が 201億になった経緯、それから企画部長が非常に厳しい財政状況であると。基金は今 107億のうち21.8億、約22億は今年度取り崩しておると。このまま行けば財政調整基金は5年でなくなると、こんななお話がありました。これは我々議員も、皆様方職員も直視をして、そしてどう対応すべきかということは真剣に考えなければいかんのではないかなと思います。とにかく合併しまして、要するに地方交付税の減額がないこの10年の間に財政を健全化しないと、存続できない、永続できないということじゃないかなと思います。そして、そうなりましたら、あれもやれ、これもやれということは我々非常に言いにくいわけなんです、しかし暗い話ばかりじゃなくて、税収をどういうふうに上げたらいいかというようなことも真剣に考えないといかんのじゃないかと思うわけです。ですから、税収をこの愛西市として上げるにはどんな方法・方策があるかということを真剣に考える必要があるのではないかなと。国・県からもますます補助金は厳しくなるということでございましたが、当然、税収確保についてどういう方法・方策があるかということを考えなきゃいかんのではないかと思うわけです。

ですから私は、一つの案としまして、前に企画部長、それから助役とお会いする機会がありましたときにお話もいたしました。企画課か、総務課でも結構ですが、まず税収確保においては、企業が来ていただかないことにはなかなか難しいと。そうしたら、愛西市へ立地をしたいというような企業がないかどうか、まずそれをチェックといいますか、要するに企業に愛西市へ出す意思があるかないかということを知るべきではないのかなあと。これは愛知県、岐阜県、三重県、いろんな皆さん知恵を絞れば関連があります。ですから、そういうようなことを考えて、企業誘致と。そして、そういう希望があれば、その受け皿づくりをすべきではないのかなというふうに思うわけです。ですから、厳しく予算を削減するというのも非常に大切ですが、まず財政基盤の確立、税収を上げるということも非常に大切な問題ではないのかなと思います。ですから、企画、あるいは総務、どこでも結構ですが、それに適した人を2人か3人ぐらい専属で当てるといような方法もあるのではないかと。ある自治体によっては、東北とか非常に企業が少ないところにおいては、県知事みずからが企業誘致なんかを率先してやっておるということでございます。ですから、そんな方法を講じるべきではないのかなと思いますが、お尋ねをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

確かに財政基盤の確立は大前提、市にとって必要であります。今の御意見につきましては承っておきたいというふうに思います。

#### ○8番（田中秀彦君）

もう1点、当然、津島市よりも面積は愛西市は広いわけです。ですが、私も不動産関係を少しやっております、固定資産税その他詳しいわけですが、税は津島の方がうんと高いわけです。もちろん市街化が多いわけですから当然のことだと思いますが、いずれにしても、これだけ津島市よりも広大な面積があれば、その有効活用と、それからもう少し市街化、前にも私、質問をいたしました。市街化をふやす、あるいは市街化の中に準工地域、工業地域を設定するというような方法・方策を講ずるべきであろうと思います。それで、今質問に

おいても22年度に見直しがあるということでございますが、これは私も見直しのときに県にお聞きをいたしましたら、マスタープランというのを出しなさいということで、マスタープランに基づいて検討・協議して、市街化とか市街化調整区域の線引きを見直すということでございます。ですから、22年度といえ、もう今から地域のどこをどういうふうにとすることを考えてやるべきではないのかなど。その時期を失すれば、また5年先ということになるやに思いますから、この時期を失することなく、そういう施策を講ずるべきであろうというふうに思いますが、いかがですか。

**○助役（山田信行君）**

まことに時期を得た結構な御指摘をいただきましたので、そういった方向でこれから関係団体などともいろいろと協議を踏まえながら考えていきたいと考えております。

**○8番（田中秀彦君）**

行財政改革については以上でございまして、少子化の問題でございしますが、愛西市も漏れずに少子化になっておるということを福祉部長は言うておりましたが、やはり高齢化、ここ10年、15年をずうっと私は議員になる前から見ておりました、高齢化ということに対する対策はもうほとんどとられておるのではないかなんかということを思います。我々もう老人社会になりまして、今削られるのは非常につらいわけなんです、我々が身を削ってでも、子供のために、少子化対策のためにそれは回すべきではないのかなんかというようにを私自身は思っております。ですから、お尋ねの少子化対策としては5%弱ぐらいしか実際は予算計上がないんだというようなことでございますから、これから国は本格的に多分取り組むと思いますが、当愛西市にとっても少子化対策、また高齢化対策も必要かもしれませんが、そういう対策は講ずるべきだと思います。そういう認識をしていただいて、予算執行その他をお願いしたいということを申し述べて、終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

ここで14時45分まで休憩といたします。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時45分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして再開をいたしますが、先ほどの質問の中で福祉部長が訂正したい旨の発言がありますので、許します。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、御訂正をお願いいたします。

先ほど、私、八輪小学校の学童保育の実施予定についてという質問の中で、「三つの施設につきまして建設」というような表現をいたしました。これを御訂正させていただきます、「学童保育の実施をしていきたいと思っております」ということに御訂正をお願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは最後になりましたが、通告順位14番の10番・真野和久議員の質問を許します。

## ○10番（真野和久君）

それでは最後となりましたが、議長のお許しも出ましたので、通告に従って2点質問をいたします。

まず第1点目は、「障害者が必要な支援を安心して受けられるように」ということで、障害者自立支援法について質問をいたします。

この4月から障害者自立支援法が施行をされました。この法律の目的は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。その中で、これまでの制度からの見直しとして、障害の種別にかかわらず必要とするサービスを利用できるようにする、また市町村が責任を持ってどこの地域でも同じようなサービスができるようにしていく。さらには、就労支援や支給の決定の仕組みの透明化、こうしたことがうたわれています。

しかし、実際には、この法律においてはさまざまな問題が明らかになっています。そもそも、この自立支援法、当初は障害者の方々の大きな反対で一度は廃案になったものが、昨年10月に強行採決をされたものであります。私の友人も、この法律については「障害者引きこもり支援法」だというような形で声を上げている人も見えます。そして、さらに実施を控えた3月には、費用負担増のために先行きを見失って、母親が無理心中をはかって娘を殺害するという痛ましい事件まで起こっている。そのように、大変大きな問題のある法律であります。

どうしたところが問題か。一番大きな問題は、これまでの応能負担から応益負担の導入へと変わったということであります。障害者自立支援法は、これまでの支援費制度が財源不足に陥ったものを当事者負担を強めることで解決をしようというもので、これまでの所得に応じた負担である応能負担から、原則1割の応益負担に変わったことが一番の問題です。応益負担は、生きるために必要な支援を利益と考えて、障害が重いほど負担が大きくなるという、障害者のまさに生存権を否定するかのような制度であります。住民税非課税世帯で年収80万円以下の低所得1の方々でも月額条件1万5,000円、年額にして最高15万円も負担しなければならないという大変大きな負担になっています。一部には、障害基礎年金を受給しているんだから払えらだろう、そんな乱暴な議論さえありました。本当にそういった点では大変大きな問題があります。

また、現在の施設利用、4月からの施行の後の施設やサービスの利用においても、現実にサービスを低下させないとの政府答弁に反して、利用者負担の重さから福祉施設への通所の中止や制限、あるいは在宅支援の利用の制限、こうした必要な支援すら抑制せざるを得ないような状況も生まれているのが実際です。

小規模作業所などの福祉施設の団体の一つであります共作連が4月3日に発表した調査でも、施設からの退所の意思を表明、または退所をした人が124人、退所を検討している人が205人、計329人と、回答があった施設・事業所の在籍者数の2.58%に及んでいるというような報告もあります。

また、福祉施設においても、この障害者自立支援法の施行によって経営難に陥っているところもたくさんあります。先日の日本共産党の調査においても、平均で200万ほどの毎月の減収

があるというようなことがありました。実際、この近隣地域の施設におきましても大体 200万から、あるいは 120万から 140万減収になったというような話も聞いております。通所サービスなどでも、月割り制から日割り制になったことによって、毎日来ていただかないことには利益が上がらないというような状況もあって、大変苦しいという話を聞きます。また、そこに通所されている障害者の方々のことを考えると、社会福祉法人の減免制度などを利用したいんだけど、それをやると結局は施設がまた負担をしなければならないので本当に大変だ、そういうような声も聞かれます。

そこで、この4月から始まった障害者自立支援法の影響について、市としてはどのようにつかんでいるのでしょうか。一つは、障害者の方の所得区分調査の結果はどうなっているのか、また自立支援法施行後のサービスの利用や医療費の利用と変化、また施設への影響、そして障害者やその家庭のサービス料や医療費の負担増はどういうふうになっているのでしょうか。

さらに、この10月からは障害の程度区分の認定が導入をされます。これは介護保険の要介護認定の79の項目を基本として、障害の特性を示す27項目を追加し、コンピューターで1次判定を行います。この判定で1種1級の最重度の障害者の方が要介護度3と中程度の判定になったり、あるいは視覚障害者の方や聴覚障害者の方が非該当や自立と判定されるなど、大きな問題も出ています。また、知的障害や精神障害を本当に判定できるのかというような疑問の声もあります。そうした判定の確かさだけではなくて、こうした障害者認定区分が行われることによって、必要な支援が提供できなくなるのではないのかというような不安もあります。一応、利用料の上限を定めるものではないとは言っていますが、しかし一方では、区分によって利用の制約になりかねないような状況もあります。

例えば、ホームヘルプサービスは区分1以上とか、ケアホームは区分2以上、生活介護は区分3以上、施設入所の夜間支援の部分も含めれば4以上というような形での利用制限が行われるのではないのかという不安もあります。また、生活介護そのものでも、この認定の区分が高くなればなるほど利用料の単価も高くなり、結局は負担が高くなるというような状況にもなりかねません。

こうした状況の中で、特に施策の提供主体が、今回、市町村になったこともあって、こうした障害者の方々の声にこたえて、愛西市はでき得る限り障害者が必要な支援を安心して受けられるようにしていくことが必要であります。とりわけ、負担の軽減の問題は大変重要であります。現在、全国の都道府県や政令市、あるいは市区の849の自治体の中でも128の自治体、全体の15%の自治体で何らかの軽減策が4月1日から行われています。特に在宅障害者のサービス利用負担の軽減や、あるいは通所施設での食事代の助成、あるいは福祉サービスや自立支援、補装具、それぞれの負担上限について合計して上限額を決定するなど、できるだけ大きな負担にならないような施策をやっているところもあります。また今後、経営が大変苦しくなってくるかもしれません福祉施設への支援としても、社会福祉法人減免の施設負担分を市町村が負担の肩がわりをする、そういうようなことを行っているところもあります。ぜひとも、この愛西市においてもそうしたことを行っていただきたいと思っております。

こうした愛西市の障害者自立支援法への対応の問題として幾つかの質問を行います。

一つは、そもそも利用徴収の必要とされていない市営、あるいは委託で運営をしております小規模通所授産施設、いわゆる作業所への利用料の徴収は絶対に行わないようにしていただきたいということ。それから2点目としては、市独自の地域支援事業をどういう形でやっていくのか。3点目としては、障害者の方のサービスの利用意向と支給決定の内容が異なる場合には、利用者の方の意向を尊重すべきようにしてほしいということ。また、市独自のサービス利用料や支援医療の負担軽減、食費の助成など、ぜひとも行っていただきたいということでもあります。

次に、この障害者自立支援法の中でも就労支援という話がありますが、やはり障害者が自立して生活をしていくためには生活介護など、そうした支援とともに、働いて自立できる収入を得たいと考えている障害者の方々の雇用をつくっていくことが本当に大切であります。自立支援法でも訓練等給付のように就労支援のための制度はありますが、やはり雇用や就労先の確保、継続して就労できる環境、こうしたものをつくっていくことが必要であります。

特に市当局におきましても、3月の村上議員の質問にもありましたように、法定雇用率を下回っておるといような現状もあります。だからこそ、市が積極的に障害者の方々の雇用を進めることが必要ではないかというふうに思います。

津島市では、最近プラスチックのリサイクル施設をつくり、それを委託事業として運営を行っています。そうしたことをこの愛西市でもぜひとも行ってほしいという声も市民の皆さんから上がっております。また、あそこまで行かなくても、まず基本的に市として障害者の方々を正規、あるいは非正規など、さまざまな雇用の形態で雇用を進めてほしいと思います。特にそうした障害者の方々の雇用を進めていくことは、障害者の方が働きやすい市になる、そういうふうになれば、それは結局は市民サービスの上でも障害者の方に利用しやすい市行政になっていくのではないかというふうに思います。

ですから、3点目として、市独自の障害者雇用の促進や就労支援対策として、市が率先して障害者の採用・雇用を進めるとともに、就労環境の改善をぜひとも進めてほしい。また、市内の企業などへの雇用促進、就労環境の支援なども行ってほしいと思います。

次に2点目として、2項目めの稲沢市平和町のトーヨーボールの解体の問題について質問を行います。

以前にも、トーヨーボールの解体をすることになったということで稲沢市側では説明会があったのに、川を越えた愛西市の方では説明会がないのはどういうことだということを市民の方から言われまして、市の方にも状況を聞きました。そのときは、一たん解体作業そのものが中断するというようになって、今、現状にあるわけではありますが、そのときにも稲沢市からちゃんと情報をもらうこと、そしてまた、もし解体を行うようになる場合には説明会の実施や、地域の方々への情報提供をしっかりとするという話をしてまいりました。そして、つい最近、その解体がまたこれから始まるというようなことも聞きましたが、現状がどういうふうになっているのかについて、まず第1点目として質問いたします。

解体を行う計画がありますけれども、この間の経緯や現状がどうなっているのでしょうか。

また、解体をする場合の近隣への影響、これは大変大きいものがあります。特に、風向きから言えば、むしろ平和町よりも愛西市、佐織地域の方が大きな影響を受ける可能性もあります。そうした点で、解体する場合のこの地域への影響はどういうものがあるのか。また、特にアスベスト等の問題もありますので、こうしたことがしっかりと対応されるのかどうかについてお尋ねします。

また、三つ目として、やはり地域の皆さんへの情報提供をしっかりとやっていくことが必要であります。また、地域の皆さんから意見を聞き取ることも本当に大事だと思います。解体の直前になって、こういうふうにやりますからよろしくなどというような説明会では困ります。やはり地域住民の皆さんの不安に対して、しっかりと情報を知らせ、意見の聞き取りを実施してほしいこと、また地域住民の皆さんへの説明会の開催をできるだけ早くやること、また今後、解体が始まった場合の作業の監視や、あるいは近隣地域への影響調査、こうしたものをしっかりとやっていただきたいと思います。

以上、この壇上での質問を終わり、あとは自席からの質問といたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

真野議員には、4月から始まった障害者自立支援法の影響ということでございまして、まず1番目の所得区分調査の結果ということでございます。この所得区分調査の結果でございますが、生活保護5人、低所得1、33人、低所得2、51人、一般155人、計244人という結果でございます。

それから続きまして、サービス利用や医療費の利用の変化、施設への影響はどうだということでございます。今まで障害者のサービスを利用している人が4月以降も引き続き利用しており、利用者数に大きく変化はございません。今までほとんど負担はなかった通所施設の利用者につきましては、利用者負担1割と食事の実費負担などで特に負担がふえているということでございます。

それから、障害者やその家庭のサービス料、医療費の負担増ということでございますが、この自立支援医療は1割負担ということになったわけでございます。従来からある障害者医療などにより、実質無料で変わりはございません。精神通院の医療費については、市単独の補助により、今までどおり自己負担の2分の1を補助しているということでございます。

続きまして、2の市の障害者自立支援法への対応についてということで、この中で利用料徴収は行わないよう求めるということでございます。この利用料につきましては、同様なサービスとの兼ね合いを含め、保護者の皆様の意見を聞きながら対応したいということでございます。

それから、市独自の支援事業についてでございますが、市独自の地域支援事業ですが、今後、新体系に移行する中で要望が多いものについて対応していきたいということでございます。

それから、サービスの利用意向と支給決定の内容はという対応でございますが、サービスの利用意向をできるだけ尊重し、支給決定をしたいと思うが、障害者の自立の妨げとならない範囲内で保護者の理解を得ながら対応したいということでございます。

それから、市独自のサービス利用料負担や支援医療の軽減、食費の助成でございますが、市独自の軽減等については介護保険制度での実施状況や障害者の実態を見ながら判断をしたいということでございます。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から、トーヨーボールの解体についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、ことしの3月末でございましたが、解体されることを聞きまして、海部事務所、尾張事務所、稲沢市に電話で解体の届け出などの問い合わせをいたしました。内容は、県への大気汚染防止法の届け出、また一宮労働基準監督署へのアスベストの除去の特定粉じん排出等作業の届け出、稲沢市への特定建設作業、騒音とか振動の届け出でございますが、それから建築法によります解体届の確認をいたしました。これらのすべての届け出がされており、解体工事が行われることとなっておりますが、その後、5月になりましてから海部事務所より別の解体業者が工事を行うようなことを聞きましたので、尾張事務所、稲沢市に確認すると、問い合わせはあるが、当初の申請業者の届け出について取り下げの申請は出ていないので、新たに申請は出せないとのことでございました。6月になりましてから、稲沢市、尾張事務所、それから海部事務所に確認をいたしました。稲沢市には特定建設作業の届け出が5月中旬に出されておりますが、尾張事務所には、取り下げはしたが、新たに大気汚染防止法の届け出は出ていないとのことで、解体の工事はまだ行えない状況となっております。

次に、近隣への影響についてでございますが、解体が始まれば、解体機械の騒音、振動、また搬出されるトラックなどの騒音、それからアスベスト除去でのアスベストの飛散などが心配されるわけでございますが、アスベスト処理については届け出どおりに処理されれば問題ないと考えております。尾張事務所、海部事務所に申請どおりで作業をしているかの現場確認をするよう要請もいたしております。県は労働基準監督署と連携をとり、監視していくと言っております。また、処理については、飛散性・非飛散性とありますが、他の廃棄物と分別して大気中に飛散しないよう、耐水性の袋などでこん包し、管理型の処分場で埋立処分が一般的な処理となります。

次に、解体工事の開始に当たっては住民説明をということでございますが、当然、住民説明会を行った後に作業にかかるよう、業者が申請に来たときに愛西市より要望があることを申請業者に指導するよう、尾張事務所に要請がしてございます。作業開始後の監視についても、尾張事務所、海部事務所、一宮労働基準監督署と連携をとり、監視・指導するようになっておりますので、しっかりと監視するよう要請してまいります。影響調査についても要請したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

前後しまして、まことに申しわけございません。市が率先して障害者の雇用という件でございますが、現在、愛西市としては、退職者の方の補充抑制による職員の削減を継続している状況下でございます。このため、昨年も今年度も新規採用という形はとっておりませんが、19年度の採用につきましても現在予定をしていない状況下でございます。障害者の方の雇用につき

ましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨におきましては私ども十分理解を申し上げているところでございます。これは3月議会におきまして村上議員の御答弁に答えさせていただいたとおりでございます。今後の採用計画の中で、この点を踏まえて計画をしていきたいというふうに考えております。

そして、就労環境の改善ということでございますが、障害を持つ方の身になって、安心して職務遂行ができるような職場づくり、これはソフトといいますか、その環境、そしてハード面でございますが、そのハード面もあわせて考えていきたいということを思っております。また、このことによって、市民の方にも利用しやすいような庁舎等になっていくのではないかとというふうに考えております。そして、市内の企業などへの雇用促進につきましては、福祉部長からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、市内の企業などへの雇用、就労環境の支援をということでございます。10月からの新体系サービスの中に障害者の就労支援があることから、障害者の就労に向け、市としてハローワークなどと連携をとりながら応援していきたい。また、市内の作業所についても、就労につながるよう、今後とも支援していきたいということでございます。

**○10番（真野和久君）**

それでは、再質問を行ってまいります。

まず、障害者自立支援法についてであります。やはり焦点となってくるのは、一つは障害者の方々の利用負担をいかに軽減するか、あるいは市内、あるいは近隣の利用されている施設の負担をいかに軽減していくかということが一番大きな問題となっております。実際、施設などにおいては、閉鎖をしなきゃならないという話は聞いていませんけれども、今後かなり真剣に考えていかないと経営そのものが大変になっていくということは聞いておりますので、そうした点での市としての対応がしっかりと求められていくわけでありませう。

2点目の、市の障害者自立支援法への対応について、いわゆる小規模授産施設、作業所での利用料徴収の問題については、保護者の意見を聞いて進めていくという話でありましたが、今年度10月からはまた本格的に始まりますけれども、今年度から来年度に向けて徴収などは行っていくのでしょうか、行わないのでしょうか。その点について、まずはっきりと願います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

先ほど、保護者の皆様の意見を聞きながら対応したいということでございますという御答弁をさせていただきましたが、8月ごろまでには何らかのお答えを出すべきではないかなということを思っております。

**○10番（真野和久君）**

保護者の方からはどんな意見が出ているのでしょうか。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

実は5月に四つの作業所の保護者会の総会に出席をさせていただきまして、自立支援法の趣

旨等々を説明させていただきまして、そのときの感覚では、やむを得ないという方とこのままの状態でごささせていただきたいという、大きく二つの感触を私は得ました。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

多分それはやむを得ないか、このままでぜひやってほしいという、その二つしかないと思いますので、積極的に徴収すべきなんてということは絶対ないと思いますが、その点ではそもそも授産所施設については利用徴収をするという根拠はないですので、今そういったことになっている以上は、できるだけ利用者の皆さんの意見を尊重しながら、徴収をしない方でぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それから二つ目の、市独自の地域支援事業についてであります。要望の多いものを進めていくという話ではありますけれども、具体的にどんなものやっていくのか。また、地域支援事業でありますので、その利用料についてどういうふうにしていくか、説明をお願いします。

#### ○社会福祉課長（杉 勝巳君）

地域生活支援事業の中には必須事業がありまして、相談事業、コミュニケーション支援、いわゆる手話通訳・要約筆記の派遣、あと日常生活用具の給付または貸与、移動支援、地域活動支援センター、この事業は実施する予定をしております。最近、県の示された文書によりますと、以上の事業はほかの介護給付等の事業に合わせて1割負担が望ましいという文書が出されて、福祉圏域で調整をしてくださいということで、現在進めております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

基本的に必須事業についてはやると、それ以外については基本的にまだやらないということですか。あと、この地域活動支援センターとかの事業については、どういう形でやっていくのでしょうか。

#### ○社会福祉課長（杉 勝巳君）

地域活動支援センターにつきましては、現在あります4地区の福祉作業所が該当しますので、内容的には現在の運営方法で継続したいと。それで、もう1点、障害者のデイサービス事業もここに含まれる場合もありますが、現在、愛西市の方では稲沢市のルミナスと津島のゆうとぴあ恵愛の2ヵ所で利用がありますが、そちらの方につきましては施設側の新体系の移行によって変わってきますので、現時点でははっきり申し上げられませんが、これに該当する可能性があるということをお願いをいたします。

#### ○10番（真野和久君）

地域支援事業については、利用料等については県の方は1割負担が望ましいというふうに話していますけれども、これについてもそれぞれの圏域、あるいはそれぞれの市町村で考えればいいことですので、ぜひとも負担がないように、あるいは少ないようにやっていただきたいと思います。

また、サービスの利用意向についてはできるだけ尊重するというふうに言われました。また、独自の助成については実施状況を見ながらという話でありました。根本的に障害者の方々への支援というものがどういうものなのかということをご希望というふうに思っています。

す。いわゆる応益負担という話で、まさに障害者の方々への支援というのが応益、「益」であるという考え方、その中で利益がある以上、利用料を徴収するという考え方、これそのものが大きな問題であるというふうに思います。その点では、例えば一つ紹介したいのが、社会保障審議会の障害者部会でのある委員の方の発言ですけれども、ぜひとも聞いていただきたいと思います。

まず、応益負担について考えないといけないと。サービスは多ければ多いほど利用者にありがたいものなのか。益とは、サービスとは、私は盲聾だが、身体、知的いろいろあるが、ニーズは主に三つになる。外を歩くこと、家の中で動く動作の問題、コミュニケーション、この三つが最大公約数のニーズ。外を歩くことはお金が要らない。道路は税金で賄われ、障害者も払っている。障害者が歩こうとするとお金が要るとなる。ふろ、トイレはどうか。自分の家でも水やトイレットペーパーの経費がかかる。障害を持っている人は、サービスなんだ、応益なんだとお金が取られるおかしさがある。生まれつき自分でもどうしようもないのに、必要不可欠なものに余分にお金を払わなければならない不自然さ。コミュニケーションは例えば電話、電話代はだれでも払うが、通訳者が必要。目の前の人と話すにもお金がかかる。サービスだからと言われる。お金が欲しいのではなくて、道を歩き、ふろに入り、人と話す、人生のインフラを必要としている。ぜいたくなサービスではない。感覚的な違和感を理解いただきたい。これを理解してもらえないと、議論はいつまでたっても平行線である。福祉サービスは多ければ多いほどいいものではない。24時間必要な人は少ないし、24時間という天井がある。10時間と5時間の介助を使う必要がある人がいて、10時間の人のほうが幸福感があるかといえば違う。薬は出してしまおうが、これはストックしたりするからで、違う。物質は多くもらうことになるが、介護はたくさんもらったから得ではない。義務的経費化は大事だしかり取っていただきたいが、応益負担の必要。そもそもなぜ必要なのか、青天井は理論的に成り立たないし、物やお金が欲しいのではなくて、生きるための基礎的な自由が欲しいと言っていること、それを踏まえて議論をしていただきたいというような意見があります。

こうした障害者の方々への支援というのは、普通に社会の中で生きていくための必要な支援だということをしっかりと理解をしながら、こうしたサービスを行っていくことが必要であるというふうに考えますが、市長はどういうお考えでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

いろんな障害者の方が見えるわけでありまして、その人その人の立場、考え方もあります。私、障害者の方、特に海部連の心身障害者父母の会、小沢議員もお見えであります。もう20年近くそうした皆さんと接してきておりますし、今般の支援法の問題点も聞いているわけがあります。そんなことで、大変厳しい状況があることも承知をしているわけでありまして、法に定められた中で、あるいは私どもがどんな手だてが御援助できるかということも、また先ほど担当も申し上げました、親さん方など、そうした関係の皆さんと御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○10番（真野和久君）

やはり基本は、先ほども申し上げましたように、基本的に障害者の方々へのサービスは利益ではないということで、本当に社会参加をしていくために必要なものなんだということ、当たり前のものなんだということをしつかりと踏まえながら、こうした議論、そしてまた支援をぜひとも行っていただきますよう、よろしくお願いをします。

また、市独自の障害者雇用の問題であります。退職者の補充をしていないということですが、私の友人の障害者の方などのお話では、体力的に、あるいは体の状況で丸々1日働けないけれども、例えば半日とか数時間とかという形で働くことはできるので、いわゆる部分的に何人かの障害者の方で入りながらやったりとかという雇用形態も考えられるし、柔軟にぜひとも考えてほしいという話を聞いたこともあるんですね。だから、正規採用ということも当然必要です。基本だとは思いますが、それ以外にもそうした障害の程度とか状況に応じて、柔軟にぜひとも雇用・採用を進めていただきたいと思います。そういった点で、現在でも、例えば正規雇用ではなくて、パート・アルバイトという形の一定の採用もされていると思いますけれども、そうしたところへ障害者の方を採用していくという考えはあるのでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

真野議員おっしゃいますように、今採用を抑制している中で、育児休業等いろんな部分で無理のある職場については臨時の職員さんでお願いをしている部分がございます。そういうところということでございますが、その障害の方々が私どもがお願いできる仕事に対応していただけることであれば、またその中で御相談に応じていきたいというふうに考えます。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

ぜひともそういったことを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

また、就労環境の改善、あと市内への企業などの雇用促進とかという話でありますけれども、市としてハローワークと連携をすとか、あるいは作業所の就労のつながりを支援していきたいという話であります。これまでものぞみ作業所などでは就労支援をかなりやってきたと思うんですけれども、その状況についてはどういうふうにつかんでいますか。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

現在、2名の方がそういった就労についておるということでございます。

#### ○10番（真野和久君）

以前にものぞみ作業所へお話を伺いに行ったときも、悩みとしてはなかなか継続して雇用をしていただけない、どうしてもパニックなんかになっちゃって、それでだめになってしまうとか、あるいは本人自身がそれで自信を失ってしまうとかというようなこともあって、なかなか本当に難しいんですという話がありましたが、そうした点も含めてこれからどういう形で具体的にやっていくのか。これから障害福祉計画なども立てられると思いますが、その中では雇用の数値目標なども入っていると思います。当然、その中では具体的にどういう形で就労支援をしていくのかということも入ってくると思うんですけれども、福祉計画等とのつながりも含めて、もし具体的に今ありましたらお話をお願いします。

**○福祉部長（水谷 正君）**

これから計画を作成させていただきます。真野議員のおっしゃられたこともある程度酌むと  
いいですか、いろんな面で福祉の求められている関係がございます。そういったことも十分に  
把握いたしまして、計画をつくってまいりたいということでございます。

**○10番（真野和久君）**

ぜひともできるだけ具体的に計画を立てていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは2点目の、稲沢市平和町のトーヨーボールの解体についての話に移りたいと思いま  
す。

先ほど、この間の経緯や現状についてお話がありました。今のところ、具体的に解体作業に  
取りかかるという話はないということでありましたが、今後、実際には尾張事務所への最初の  
業者の取り下げがあったという話であると、いつ新たな業者の申請が出てきてもおかしくない  
状況にあると思います。ですから、その点でこれから具体的にこの解体が始まるまでのところ  
での情報の収集と、それから地域への説明ということが現実的になってきたと思います。その  
点で、特に地域への説明をどうしていくかということを中心に伺いたいと思うんですけれど  
も、先ほどの答弁では、市から業者の方に要望をしていくと。あるいは要望があることを尾張  
事務所に言ってあるという話でありました。しかし、市としてしっかりと業者に対して説明会  
をしてほしいということをぜひとも言ってほしいと思うんです。また、その説明会の実施その  
ものを必ずやってもらうようにすることが大事だと思うんですけれども、どう考えますか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほど御答弁申し上げましたとおり、現段階で尾張事務所の方は取り下げがされ、新たな届  
け出は出ていないという状況でございます。したがって、次に実施される事業者がわから  
ない状況でございますので、尾張事務所の方に新しい届け出が出された折に、その業者さんに  
当然、愛西市にも御説明をいただくよう、また住民の方に説明会を開いていただくよう、尾張  
事務所の方からも指導をしていただくような形でお話をしておりますので、御理解を賜りたい  
と思います。

**○10番（真野和久君）**

ちょっと確認なんですけど、取り下げたのは新たな業者の方ですか、それとももとの業者なん  
ですか。一度まずこれを確認したいと思います。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

その件につきましては、3月に届け出がされて、現在それが取り下げられた状況になってお  
ります。

**○10番（真野和久君）**

もとの業者が取り下げたということですね。ということは、申請について伺いを立てている  
業者がこれから申請をしていく可能性が出てきたということになると思うんですが、その点で  
本当に尾張事務所への対応だけではなく、ぜひ直接、もしはっきりした場合には市の方からも  
ぜひとも要望していただきたいというふうに思います。説明会などの開催についても、地域の

住民の皆さんから要望があればということではなくて、こうした情報を積極的に、地域の皆さんにも市の方から何らかのわかるような形で説明をぜひともしていただきたいと思うんですが、やるかどうかについてどうなっているんだろうかという声を常に聞く状況になっているんですね。もう既にトラサクがあって、ずうっと全部囲んでありますし、いつ始まってもおかしいなく状況にあることは確かであります。だからこそ、いつになるんだろう、いつになるんだろうというのが本当に近隣の地域の皆さんの心情にもなっていますので、その辺、例えば駐在員さんとか、地域の代表の方々には一定情報をお知らせするなり何なりということはやれないんでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

現在までも地区の方からお問い合わせ等あるわけですが、従前の業者にもコンタクトもとりまして、説明会等を開くような形もでき上がりつつあったわけですが、途中で、先ほどお話ししましたように取り下げになりましたので、その形が中段している。また、地区の方にもそのように、お問い合わせのあった方にお話をしてお話を御理解をいただいていると思っております。

#### ○10番（真野和久君）

地域のどの程度の方々から問い合わせがあったのかという問題があるんですが、トーヨーポール近辺の愛西市地域といいますと、行政区でいくと五軒家第1、それから北堤外、それから東藤浪、彦作、そして根高台、あるいは根高といったところが大体該当してくると思うんですね。近いところだけでも大体それだけ、あと南堤外とか、あるいは私の地域で藤浪団地とか、そうしたところも含めますとかなりの町内に上るんですよ。そういう中でいうと、この前お話を伺ったところでは、根高のあたりの方からの問い合わせがあったところになっていて、そのあたりの町内の、例えば駐在員とか、すべての方がその点について情報を持っているとは思えないんですけれども、そこはどういうふうになっていますか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私が申し上げましたのは、佐織庁舎の方へ直接お電話なり、おいでになりまして、いろいろ御質問等あった方に現状をお話しして御理解をいただいておりますというような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○10番（真野和久君）

ということである、やはり広く認識されていない状況にあると思うんですね。地域の方から駐在員等に対して、ぜひともそういったことを聞いてほしいということによってくるのが基本なのかもしれませんが、一定話がこれだけ進んでいる状況の中で、少なくともその地域の代表をされるの方々には状況等は説明をしておいた方がいいと思うんですが、そこはどう考えますか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほどから申しておりますように、業者も現在定まっていない、届け出もされていない状況で、私どもからお話しすべきではないと考えております。ただ、お問い合わせがあれば現状を

お話しして、御理解をいただくという形で進めたいと思っております。

○10番（真野和久君）

それでは、具体的に例えば解体などの業者が決定してきたときには、今言いましたような町内全体それぞれに対して、きちっと情報を提供していくということがやられるのでしょうか。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほど来申し上げておりますように、当然その書類が出てきました折に、そういうことも条件につけながら尾張事務所の方へ届け出をいただくようお願いをいたしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○助役（山田信行君）

御要望のありました地域説明会でございますけれども、そういった業者の方に新たな動きが見えてきたときには、こちらの方から事前にそういった情報を尾張事務所なり稲沢市などからつかみまして、皆様方にお伝えをしていく場も設けていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○10番（真野和久君）

ぜひとも市として積極的にそういう形でやっていただきますよう、よろしく願いをします。

また、最後になりますが、今後解体とかが始まったときに、それについても先ほど尾張事務所、海部事務所、また一宮労基署などと連携をしていくという話でありましたけれども、愛西市として積極的に影響調査や、あるいは監視の作業とか、そうしたこともやっていただきますよう要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

10番・真野議員の質問を終わります。

これにて一般質問はすべて終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月22日午前10時より再開をしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時37分 散会